

令和5年第1回津南町議会定例会会議録

(3月6日)

招集告示年月日		令和5年2月20日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和5年3月2日 午前10時00分			閉会	令和5年3月17日午前11時39分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	吉野 徹	応・出	
	3番	久保田 等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端真一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津 進	応・出	
	6番	江村大輔	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	恩田 稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原 悠	○	税務町民課長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太田 昌	○	
	教育長	島田敏夫	○	観光地域づくり課長	石沢久和	○	
	農業委員長	涌井 直	○	建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木 勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	鈴木正人	○	会計管理者	村山詳吾	○	
	福祉保健課長	野崎 健	○	病院事務長	小林 武	○	
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂 晃久	議会事務局班長	鈴木 真臣		
会議録署名議員	4番	関谷 一男		8番	村山 道明		

## 〔付議事件〕

(3月6日)

日程第1	議案第3号	津南町議会議員政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2	議案第4号	津南町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第3	議案第5号	津南町ふるさと支援まちづくり寄附条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議案第6号	津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第7号	津南町総合診療医等研修修学金等貸与条例の制定について
日程第6	議案第8号	津南町介護職等修学資金貸与条例の制定について
日程第7	議案第9号	津南町露天市場管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第10号	津南町地域経済活性化対策事業基金の処分変更について
日程第9	議案第11号	令和4年度津南町一般会計補正予算(第14号)
日程第10	議案第12号	令和4年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第11	議案第13号	令和4年度津南町簡易水道特別会計補正予算(第3号)
日程第12	議案第14号	令和4年度津南町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第13	議案第15号	令和4年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第16号	財政調整基金の処分について
日程第15	議案第17号	津南町簡易水道事業運営基金の処分について
日程第16	議案第18号	令和5年度津南町一般会計予算
日程第17	議案第19号	令和5年度津南町国民健康保険特別会計予算
日程第18	議案第20号	令和5年度津南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第19	議案第21号	令和5年度津南町介護保険特別会計予算
日程第20	議案第22号	令和5年度津南町簡易水道特別会計予算
日程第21	議案第23号	令和5年度津南町下水道事業特別会計予算
日程第22	議案第24号	令和5年度津南町農業集落排水事業特別会計予算
日程第23	議案第25号	令和5年度津南町病院事業会計予算

## 議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

#### 議案第 3 号 津南町議会議員政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

議長（恩田 稔）

議案第 3 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

令和 4 年 11 月 16 日に開催の津南町特別職報酬等審議会において、津南町議会議員政務活動費の改定について審議が行われ、津南町議会議員の政務活動費の交付額について、「議員定数が削減された場合は、月額 5,000 円から月額 7,500 円に引き上げることが適当。」との答申を頂きました。また、令和 4 年第 4 回定例会において、津南町議会の議員の定数を定める条例が改正され、議員の定数を 2 名削減し、12 名とすることとなりました。これらを踏まえ、政務活動費の交付額を 7,500 円に引き上げるという決断を行いました。所要の改正を行わせていただきたいと思います。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

議案第3号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 2

### 議案第4号 津南町個人情報保護法施行条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、全国統一の基準が定められたことから、現行の津南町個人情報保護条例を廃止し、新たに法施行に必要な事項を規定するため、津南町個人情報保護法施行条例を制定するものであります。

細部につきましては、総務課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。

議案第4号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 3

### 議案第5号 津南町ふるさと支援まちづくり寄附条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

津南町ふるさと支援まちづくり寄附金について、受け入れた寄附金の使用時期に柔軟性を持たせるため、津南町ふるさと支援まちづくり寄附条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第5号について採決いたします。

議案第5号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 4

#### 議案第6号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が2月1日に公布されたこと並びに雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年9月15日に公布されたことに伴い、出産育児一時金の引上げなど所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、福祉保健課長が説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

議案第6号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 5

### 議案第7号 津南町総合診療医等研修奨学金等貸与条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

町立津南病院の医師確保対策として、津南病院に就業する医師に対し、研修奨学金等を貸与する事業を実施するため条例を制定するものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

1番、滝沢元一郎議員。

(1 番) 滝沢元一郎

本条例につきましては、多額の一般財源、あるいは病院から多額の経費が支払われるということで、非常に高額なものになる基本になる条例でありますので、慎重な審議が必要かと思えます。質疑は3回しかできませんので、たくさんありますが、12項目にわたって質疑いたしますので、よろしくお願いいたします。ゆっくりやりますので、よろしくお願いいたします。

本条例につきましては、発効日が可決されても令和5年4月1日になります。既に申請の受付や選考等については開始されたのでしょうか。地方自治体につきましては、業務執行は条例を定めて予算が可決されて初めて執行できるわけですがけれども、受付とか選考がもし行われたとすれば、その受付・選考は行政執行には当たらないのか、町長の見解を伺いたいと思えます。

2番目、3条第1号ですが、総合診療医の育成コースです。この条例は、全ての大学の2年間のインターンを終了した医師が該当すると認識します。今まで津南病院と関係を築いてきた大学もあったわけですがけれども、この条例がもし施行された場合には、絶対に一切の例外は認められないことになります。それで良いのか、確認をいたします。

3条の第2号、そこの一番最後の所に「意志」と書かれております。意志とは単なる志のことをごさいます、心の働きのことをごさいます。したがって、時間の経過や環境によって刻々と変化いたします。判断の基準や約束事にはなりません。したがって、法律や条例で使用する文言ではありません。条例とは、執行するための客観的な決め事でございます。主観や言った言わないといったような問題になるような文言を入れることはできませんので。もう一つ、条例自体が「・」があります。「・」については、「なおかつ」というような意味はありませんので、「何々のものであり、なおかつ意志の」というような表現は適切ではありません。したがって、4年以上医師職員として勤務する予定のある者は、意志に関わらず専門医であれば全て該当するとは言いませんが、そのことについて見解を伺います。

4番目、本条例案には免除への規定がありません。したがって、希望する第三者に対しては、申請を制限するような手段はありません。研修中の者や勤務中の者が何人いても、新たに希望する人には申請書を渡さざるを得ませんし、事前に断る手段はありません。申請書が提出されれば、選考試験は実施しなければなりません。どの段階でいっぱいだから断るといようなことが起きるのでしょうか。断る根拠は、本条例案にありますか。

5番目、総合診療育成コースです。十日町病院専攻医採用は、どのような選考基準で、人数、毎年の採用枠はどうなるのでしょうか。十日町病院との協議は、どのように整ったのでしょうか。お伺いします。

6番目、十日町病院の給与等、十日町病院にいるときですがけれども、1,300万円となっていると思えます。県職の医師号給のどのくらいに位置しますか。津南町の特別枠ということで、県医師のインターン終了後、1年目の医師との給与の差は大きいのでしょうか。1,300万円です。県医事課は了承済みなのでしょうか。

7番目、オンラインによる海外研修の内容、費用1,550万円との相関関係はどのようなものなのでしょうか。

8番目、第8条第1項に町長が「貸与者が医師職員として在職した期間が4年に満たな

いときは、規則に定めるところにより研修奨学金等の返還の債務の一部を免除することができる」とありますが、規則の中にこの免除に対する規定が定めてありません。したがって、この第8条第1項の規定は、誤りではと思いますが、いかがですか。在職期間が何年で幾ら免除するのか、明確にさせていただきたいと思います。町長の裁量が大きすぎるのではありませんか。そして、第2項、「その他やむを得ない事情」というのがありますけれども、ケースバイケースであると思いますが、今のところ想定しているようなことはあるかないか、念のために伺います。

9番目、第3条の第1号コースで、1年目、十日町病院で給与等1,300万円。津南病院で2年目、3年目、4年目、5年目、この4年間で1年に病院から給与が1,500万円、町一般財源から奨学金が1,000万円、計2,500万円、4年間で1億円になります。1年目から5年間、常時どのくらいの人数を想定するのでしょうか。また、給与1,500万円は、町医療職給与号俸のどの辺に位置しますか。奨学金と合わせて2,500万円ですけれども、現在、勤務されている医師の方と比較すると高いのですか、低いのですか。

10番目、第3条2号の専門医の方は、医師の経験が1号医師より豊富なので、当然、病院から支給される給与は1,500万円より更に高いはずだと思います。それは幾らになりますか。給与号俸はどこに当たりますか。プラス年1,000万円の支援金で給与と支援金と合わせた全体の額は幾らになりますか。

11番目、私は、奨学金の返還義務のなくなった時点で全ての者が辞めるのではないかと考えておりますが、これからの病院の経営につきましては長期計画に基づくものであると思いますけれども、費用対効果、長期計画との整合性についての町長の見解はいかがでしょうか。

12番目、1年間に300人ほどの人口が減る町で医療の需要も減り続けることと想定されます。1コースを1巡する5年後、診療科や医師数の見通しに関する町長の見解はいかがでしょうか。

この12点についてお伺いいたします。お願いします。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

それでは、病院のほうでお答えできるところはお答えしたいと思います。よろしく願いします。

まず、1点目、令和5年4月1日からの施行開始だということのなかで、受付・選考がされているかどうかというところがございます。募集開始を令和4年11月からさせていただいています。その時の申請の中身的には、議会の議決を優先し、議決決定後の決定ということで周知はさせていただいています。そして、受付なのですが、申請の受付はまだしてございません。この受付・選考に関する条例の施行に関する見識なのですけれども、こういうことに対して一切認められないという質疑でございました。私どもは、そうではなくて、先ほど申し上げたとおりに議決決定後に採用ということを考えておりましたので、よろしく願いしたいと思います。

今回の医師の申請に当たりまして、病院に行っていたところのなかで、意志がある者というようなことなかで、主観的などころは認められないという質疑でございました。実際、主観的というよりも、そのときには4年間、そして、それ以降もいていただくということを条件として募集をします。実際、そういう志のある者というところのなかでのものでございます。後ほど、またお話申し上げますけれども、面接の際には、十日町病院の総合診療専門医研修プログラムの面接、こちらのほうも別に行っていただきます。当然、この津南病院で勤務する専攻医コースも別に面接をさせていただきます。そのようななかで、幅広い見識のある医師を採用していきたいと思っております。

あと、人数の規定がないというようなことがございました。実際、現時点では人数の規定を設けてございません。予算、そして今後、支出するであろう病院の医業費、そういったところの勘案も含めまして、1年ごとの検討になるかと思っております。一般質問でも申し上げたとおり、想定は合計で2から3人を考えてございます。お配りいたしております中長期計画にもそのような医師確保を目指すというようなことで記載させていただいております。

そして、断る根拠があるかどうかということなのですが、断るといような状況のなかで、私どもは面接のなかで1人申請があっても1人必ず採用するということではございません。そのなかで、きちっと町長、院長の面接を受けて採用してまいりたいと思っております。

そして、十日町病院との人数の協議はできているかということです。実際、2名程度ということはもう既に申し上げてございます。そういったなかで、募集を掛けさせていただいているところです。

そして、十日町病院のプログラムに入られて1年目の先生につきましては、1,300万円程度と申し上げてございますが、私どもは、金額的などころは県からのアドバイスによって記載させていただいているところでございます。そういったなかで、これがどの位置になるのかということ自体は承知していないところでございます。

そして、県の医事課が承知しているかどうかというところでございます。そちらにつきましても、私ども、県の福祉保健部との協議、そして、十日町病院との協議を行っていません。県の医事課等々と直接協議してございませんので、よろしく願いいたします。

あと、1,500万円の給与等々でございます。これにつきましては、年収として1,500万円程度ということで考えてございます。その中には各種の手当て、例えば、当直手当、医師手当等々でございます。実際、当直等々をしていただいて、また、病棟等を見ていただいて、現在、やっぱり3名の医師のなかではなかなか回っていかないというような状況を踏まえて、この金額は妥当と思われま。県のアドバイス、そして、民間の医師人材バンク、公的の医師人材バンク、そういったところの情報、相談等々をさせていただいたなかで、この情報になっているかと思います。

あと、8条の1、免除の規定がないというところ、そして、想定はあるかというようなところ、こちらにつきましては福祉保健課長にお願いしたいと思っております。

2,500万円、4年間で1億円ということなのですが、常時どれくらいのお客様を対応するかというような御質疑かと思います。実際、やはり若い先生を想定しているのが1名、30代と私どもは考えています。そして、40代の中堅の先生1名、そのような先生を招

へいしたいと思っています。実際、訪問診療、外来、入院、予防として人間ドッグ等々、そういった診療を長くやっていただけるということのなかで、現在いるドクターと同等以上に勤務できる状況でございます。

現在の勤務医師との給与比較ということでございます。給与自体は、先ほど申し上げたとおり全てを含んだ金額を想定してございます。そのようなかたちのなかで、常勤医師と勤務の中身によって変わってきます。大小なりに比較はできてございますが、金額面では勤務の内容によるところでございます。

あと、中長期計画、費用対効果というようなこともございます。実際、先生お一人で粗々ではございますが、先般の一般質問でも申し上げたとおり、10人の医師がいて10億円というような医業収益が稼げるというようなことも考えられます。お一人、コメディカルの活躍も含めてなのですが、1億円程度の収益は考えられます。

将来の見通しというようななかで、実際、人口減少によって患者様の減というのは将来的にも見据えてございます。ただし、外来機能（の向上を）、専門外来を含めて今行ってございます。そちらのほうは、特化できる所は特化していきたい。そして、一番肝となる入院の診療でございます。入院患者数については、ある一定程度の需要はあると見込んでございます。現実的に令和3年度は、平均36人の入院患者数が1日にございました。令和4年度につきましては、現時点では様々な要因によって33人程度というような状況になっています。これが入院を診ることのできるドクターがいらっしゃれば、また収益増につながっていくかと思っております。

専攻医よりも専門医のほうが給与が高くなるということは確かにそうです。給与表的なものでは高い所に位置づけます。ただし、先ほども申し上げたとおり、その医師の役割、実務の内容、そういったところによって金額的などところは若干変わってくると思っております。

以上でございます。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

返還債務の裁量免除という件についての御質疑でございます。こちらは、第8条で規定をさせていただいてございますけれども、第8条の第1項の所でございますが、こちらは規則の第4条のほうで、こちらは今時点でできているものは若干条ずれしておりまして、条の数字が間違っておりますけれども、こちらの貸与に関する規則の第4条のほうで定めさせていただいてございまして、在職期間が3年以上4年未満の場合については、それまでに得た奨学金のうちの2分の1の額を免除しますということでございます。具体的に言えば、3年間ですと3,000万円貸与されていた場合は、1,500万円は免除しますという規則の決まりになってございます。第2項の町長が認めた場合については、特に規定はございません。

議長（恩田 稔）

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

では、再質疑をさせていただきます。

11 月に申請の受付はされたということなのですが、そこで選考はまだやっていないということですね。その申請につきましては、議会の議決を優先しますと説明したそうなのですが、選考が行われたということは行政の執行として、まだ条例を定めていないのにそれが行われたというのは、受付・選考というのは行政の執行に当たらないのですかということなのです。もし選考が行われたのであれば、もし条例案が否決されたということになれば、これは訴訟されますよ、当然。だから、（条例が議決されていないのに）選考とかそういったものが行われたとすれば大変な問題で、（今回行った申請受付・面接は）行政の執行には当たらないのですねということです。という確認をもう一度させてください。そういったことがもし行われたということになれば、行政手法としては非常に問題があると思いますが、いかがでしょうか。

それから、2 項目なのですが、今度は、今よく分からなかったのですが、津南病院というのは関係を築いた大学があったわけですね。これは条例が施行されれば、それも例外ではないのです。そこにもう、これに当てはめざるを得ない。だから、それでいいのですねと。もし、そういったもので不公平が生じるようなことが起きたような場合は、これも訴訟になりますよ、当然。そういったことがこれを全て該当させて、もう全然問題ないのですねということを知っているのだから、問題がなければ当然いいのです。

それから、やっぱり先ほど言いましたけれども、「意志」というのは志、心の働きなのです。ですから、法律とか条例で使うことではないのです。その見解がよく分かりません。それから、「・」というのは、意志というものは志、いつでも変わるものなので、「者であり、何々意志のある者」という表現は適切ではないのですよ。「・」というのは、なおかつというような意味はありませんので、したがって、4 年以上医師として勤務する予定の者であれば、意志にかかわらず該当せざるを得ないのですが、それでよろしいのですかということなのです。

人数の規定がありません。先ほど聞きましたら、二、三人ということですね。そうすると、大体（1 人当たり）1 億円として、3 人であれば、この四、五年の期間中に（1 年間当たり）3 億円ずつ掛かるのですけれども、それで本当に二、三名ずつ常に抱えていくということによろしいのでしょうか。それをもう一度確認させてください。

それから、十日町病院につきましては、採用枠 2 名程度だということだったのですが、年ごとの採用枠という疑問をしたのですけれども、2 名くらいだということなのです。2 名というのは、その採用された中から津南町ということになると思うのですけれども、その 2 名で本当に間違いはないですか。

それから、県にしてもインターンが終わって 1 年目の医師に 1,300 万円、これは県医師としては破格の値段ではないですか。3 年目のインターンとしては。それは給与をくれる所ではちゃんと予算措置をするのだと思いますけれども、その給与をくれる所の課は 1,300 万円で承知しているのですかということなのです。

それから、オンラインによる海外研修の内容、費用、どんな内容なのでどんな費用になるのだと。それと 1,500 万円との相関関係はどのようなものなのですか。なにか誠に説明がはっきりしなくて分からない所が多すぎて。

そして、第 8 条 1 項は条ずれとかがよく分かりませんが、無いということは、この条例が間違っているのではないかと考えたのですが、条ずれしているというのはどういうことでしょうか。条ずれというのが分からないのですけれども。

そして、9 番目の給与 1,500 万円、当直手当とか医師手当、私どもには手当がどんなものか、当直手当がどのくらいあって幾らになって、医師手当は決められたわけでしょう、幾らというのは。それで 1,500 万円とはどういうふうになっているのですか、給与表と。医師は号俸はあるのですよね。ないのですか。給料表があって、その何号で幾らで、当直手当とか医師手当というのはどのくらい、そういったことが全くはっきりしなくて、ただ 1,500 万円掴みきりということではないと思うのですけれども、そういったことはきちんと説明してください。決まっているでしょうから。

それプラス奨学金 1,000 万円と合わせると 2,500 万円、そこが勤務されている医師との比較というのはどうなのですかということなのです。今、勤務されている医師と比較して。それは、いろんな勤め方とか、そういったものはあるのかと思いますけれども、それによって何百万円も何千万円も違うということはないと思うのですが、比較するとどうなのですかということなのです。

それから、2 号の専門医の方です。当然、経験が豊富なので、1 号医師よりも給与が高いはずだと思うのですけれども、それは勤めの内容にもよりますけれども、それはどういうふうにして、どこに該当させて、どんな手当をくれて、給与等は幾らになるのですか。それが 1 号医師よりも低いなんていうことは、普通ちょっと考えられませんよね。

もう一つ、奨学金の返還義務はなくなった時点で辞めていくのではないかと、普通といいますか、大概そうだと思うのですけれども、費用対効果についての見解というのはどうなのですかと。1 人で 1 億円稼ぎますと、1 年間に。300 人も毎年減っているような町なのですけれども、医療関係の患者がこれから増えていって 1 億円稼ぐなら、それは話は分かりますよ。そういったことではないのではないかと。

それから、本当に人口が減っている、医療の需要も減り続けるなかで、1 コース 3 人くらいの者を抱えていくのですけれども、3 年ごとに 3 億円ずつで、1 人辞めた、2 人辞めたということになるのですが、そうしたときに 5 年後の診療科とか医師数の見通しとか持っていて、では、こういうふうにして何名ということ、それが計画に合わせたなかの普通のやり方ですよ。そういったことが私どもは全然分からないのですけれども、どうなのでしょう。もう一度、お答え願えますか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

まず、1 点目の 11 月に行いました医師の申請受付につきまして、先ほどお答えしましたが、状況的には、この議会の議決をもってということとさせていただきます。行政の

執行に当たらないかどうかという側面なのですが、私どもは当たらないと捉えてございます。 —（風巻議員「面接もやってるんじゃないの。」の声あり。）— 面接につきましては、直接面接ということは1回もございません。ただし、施設見学というかたちのなかで、状況説明ということでいらっしゃった医師にはお会いしてございます。

そして、この条例で「意志のある者」ということで記載があるということ、また、「・」には) なおかつという意味はないというような御指示なのですが、この条例につきましては、ドクターの、あるいは目指す方の思いというものを含めて、私どもは大きく捉えていきたいと思っています。実際、そういう捉え方をしまして、専攻医という研修をなされる先生方につきましては、津南町で働いていただけるということを中心に、そのような表現になるということでございます。

あと、最大で3人程度と病院では思っています。実際、2名というようなことは十日町病院との打合せの中でお話させていただいています。これが1年ごとに2名になるか、応募が2人ありまして、その方が津南町、十日町病院に必要な人材だという判断をすれば、次の年度には2名を確保する。また、その年1名ということになれば、次年度1名というようなことになります。

あと、1,300万円程度ということでございますが、こちらにつきましては、県の福祉保健部経由でお話を詰めていただいているところでございます。

あと、海外オンライン研修の1,500万円につきましては、なかなか来られた先生につきましては、診療をしながら、またオンラインでというようなかたちをとるといことになると、とても大変な面はございます。ただし、そのようなお気持ちで経営に関する、あるいは医療に関する、海外で学びたいという医師につきましては、また支援金の対象になるという制度でございます。

あと、条ずれにつきましては、また福祉保健課長のほうからお願いしたいと思っています。

あと、1,500万円の内容につきましては、現在、当直をする医師に関しましては、1日1夜2万1,000円という額が出ます。そして、医師手当と言われる医療手当につきましても、先生方によって町長が定めているというところでございます。あと、超過勤務手当というものがございます。こちらにつきましては、早朝、夜間、そういったところに勤務いたしましたら、100分の125から100分の150くらいの超過勤務手当が支給されます。実際、非常勤医師の当直医の待機番をするときには、そちらの手当が支給されますので、こちらの超過勤務手当も補うものになっています。

専攻医と指導医、あるいは一般の医師、専攻医よりも高いのではないかとというような一般的な考え方はございます。給料表の1級の者と例えば3級の者、そういったものの位置づけがなされれば、基本給のところは相当変わってくるかと思えます。ただ、年収に係るところにつきましては、先ほども申し上げたとおり、業務の内容につきまして金額が変わってくるというところなんです。夜勤、あるいは待機番というような業務を行うと相当数の手当、給与の支給がなされるというところでございます。

あと、5年後のことを見据えて医師の確保というようなこともございます。先ほど申し上げたとおり、現在、中長期計画でも2から3名確保したいというようなところがございます。1年に1人ずつ確保できれば、それは計画的にというような話になります。ただ、1

年に2人津南病院で勤務していただければ、それはそれで目標達成の一つになります。5年後、その2人が何らかの理由でいなくなった、あるいは何らかの理由で退職したというようなことになりましたら、その時点で考えるのではなくて、計画的にもうお1人くらい考えていかなければいけないのかなと思っています。現時点では、単年度、あるいは5年間の間で2から3名、こういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

先ほど、裁量免除のところ条ずれという話をさせてもらいまして、分かりづらくて申し訳ございませんでした。この条例自体は条ずれはございません。この第8条の第1項の「4年に満たないときは規則で定めること」という、この規則をあらかじめ作成しておるのですけれども、その規則の第4条で、こちらの第8条の第1項の場合の規定を記載させていただいてございますけれども、その規則の第4条の条例第何条という所の条の数字が間違っていたということが分かったので、条ずれという表現をさせていただきました。内容については、先ほど言ったようなかたちでございます。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

先ほど来、この条例の心の働き等々の疑問点もいただいておりますけれども、町の条例ですので、心の働きの部分を記載できないという規定も当然ないわけでございます。医師確保貸与条例につきましても、津南病院に勤務しようとする者に貸与できるとか、あと、町は定めていませんけれども、まちづくり基本条例等についても、どういうまちにしたい、こういうまちにしたいと、いわゆる決まっていなからこの部分も当然条例に書かれているわけございまして、町の条例ですので、そこら辺は町で決めた部分で記載できるものと考えております。

給料表の格付けですけれども、御存じのとおり、医業職給料表第1級を定めていまして、津南町の場合、内科・外科医長は2級、副院長は3級、院長は4級に格付けしております。今回、専門医、専攻医は、町の津南病院に勤務したときにどういう役職になるかによって給与の位置づけが決まってくるのかなと考えております。基本給のほかに規則で定めております初任給調整手当、ここら辺も勤務の年数によって変わってきます。それと、先ほど来の医師手当、そこら辺で総額すると年俸が1,500万円くらいというところになります。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

一番最初の執行のところですけども、私ども、大卒でこのたび津南町職員として採用します。ちなみに、林院長も津南町職員として採用しております。採用活動自体は、半戸先生の時もそうでしたけれども、半戸先生は平成31年・令和元年度採用でありますけれども、採用活動自体は平成30年の後半から始めまして、いろいろ詰めさせていただいてきたところです。そうしたことが実って、やっと令和元年の採用になっているということでございます。これは事務職なども同じでございます、採用活動につきましては、前年度の活動をもって新年度の予算として執行されるということで御理解いただきたいと思います。お聞きしております。

議長（恩田 稔）

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

選考はなされたということになりますと、当然、本人の所に通知が行きます。もし、そういったものが否決になったときには、今度は逆に町が訴えられるようなかたちになりますけれども、そういったことは、やっぱりあってはならないことなのです。それは前例であらかじめ先生を採用するときということなのですから、それは条例があるかなしかと関係ないでしょう。だから、そういったことではなくて、選考が行われた待っている本人に条例が否決されたなんてことになれば、これは当然あれですよ。だから、そういった基本的なものが、考え方が逆ではないですか、やっぱり。

それから、答えていないことがいっぱいすぎて。全ての大学ということになります、これは（議決されると）全く絶対もう一切の例外は認められなくなります、いいのですか、それで。お願いします。

それで、志というのは、条例とか法律に使ってはならない言葉です。意志と言ったら、法律に使う以上は字が違います。それから、今言ったように、「・」というのは「なおかつ」という意味はありませんので、それも指摘しておきます。なにしろ、そういうことがこれだけ大切なものの中でしっかりと考えられていないことが誠に不安なのです。

今、事務長が言いましたけれど、3人と言いますが、これは人数の規定はないのですよね、この中に。だから、希望する第三者は全て申請書をやって、制限する手段がないのですよ。3人だから、いっぱいだから、ちょっと待ってくださいという防ぐものがないでしょう。そうすると、その方については、申請書は渡さざるを得ません。今いっぱいですから今年も申請受付はしないので、条例はありますけれどもお断りしますと、いつの段階で言うのですか、それは。決まりはないのですよ、これに。では、それは条例で決まっているのですかと言ったら、全然決まっていなくていいでしょう。それは1人増えた、2人増えた、それは長期契約とかいろいろあるなかで町長の判断で、これでやめようと、2年、3年やりませんよと、そういうわけにいかないのでしょうか、これは。そういうことを指摘しているのです。

それから、県の医事課とは、給与を出す所はどこなのですか、県は。県の給与がある所に1,300万円というのがあって、そこは了承はしているのですか。それは予算を盛っている所

はどこなのですか。それは、そこにもう盛ってあるわけですね。確認だけです。

それから、海外留学の内容としては1,500万円をかけて、私には全く理解できません。

それから、給与のやり方、今いろんな医師がいて、給与のやり方はいろいろ呼ぶかもしれませんが、何号何号と言いますけれど、では、何号何号で、この人が来たら、2人採用したら2人一緒でしょう。1,500万円ですから。同じ等級になって、当直とか医師手当、これは私どもには全然分からないのですけれど、どこで決まっているのですか。医師手当は幾らで、当直はどのくらいやる予定になるから、この人たちは幾らくらいになって、全部で1,500万円ですよと、そうならないとおかしいでしょう。違うのですか。

分からないことが多すぎて、やはり費用対効果というのはどんなふうに考えているのかというのが。4年間で3人採ったとして、その人たちが例えば1億円ずつだと3億円ですよ。そうすると、その人たちがまた4年たって辞めて、次はどういうふうにして採るのか。

もう一つは、辞めるときは何か月前に申告してくださいとか、そういうものは全くないので、突然に辞めた時点でまた募集するということになるのですけれど、その移行というのはスムーズにいくのですか。そういった規定は全くありません。それで、例えば3億円やって、そして、突然辞めたから、もう1人、2人採用しなくてはならない。そこで採用して、また4年後に辞めて、また始まって4年。本当に今300人も減っている町なのですよ、実際。そういったなかで、長期計画をどう立てて、そこにどういうふうな診療科があつて、医師が何人必要ですねと。4年たったら、面接したときに大概そうだと思いますと、面接すれば。この奨学金が免除されるというか、返還しなくてもよくなったという者が多分ほとんどですよ。そういったなかで、費用対効果とかそういったものをしっかりと町長だってやらなければ、私どもは聞かせていただいたとき判断が付きませんよ。

そういうことなのですから、もう一度お願いします。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

選考につきまして御質疑いただきました。確かに、議員おっしゃるとおり否決ということは、現時点では私どもは考えておりません。あつてはならないという御意見もそのとおりでございます。基本的なところが逆というような御意見でしたが、私どもは全くそう思っておらないところです。まず、現時点での民間の人材バンク等々の申し出はしているところがございます。そういったことのなかで、人材の選考まではまだしてございませんけれども、確保のために動いているところがございます。

また、全ての大学から呼び寄せるといふようなお話でございました。現時点で、関係大学病院等々から相当な御支援をいただいてドクターを派遣していただいています。今回、十日町病院の総合診療医のプログラムに乗って、十日町病院所属で津南病院に研修に来ていただくというようなかたちのコースなのですが、実際、関係大学病院とも、あるいは新潟の病院とも、今後も引き続き医師派遣をしていただけるよう要請はしてまいりますし、そちらのほうの関係も踏まえ、また、このコースについても、全国の大学病院等々から十日町病院に来たというようなかのなかでは、この地域の総合診療の厚みにもなるのかな

と思っております。

また、条例のところにつきましては、また福祉保健課長のほうからお願いさせてもらいたいと思います。

あと、県医事課の了承があったかどうかというように再三御質疑いただいているのですが、実際、十日町病院からの御了承は頂いてございます。そして、県福祉保健部からのお話を経由していただいているところがございます。県の医事課、給与を出す元だというようなことは認識してございますが、そちらのほうの確認は取ってございません。今回、令和5年度から十日町病院に来られる専攻医の先生はいらっしゃらないというところで、その対象者の給与については計上はなされていないものと認識してございます。

あと、オンラインの海外留学支援金というようなことで、こちらにつきましては、その専攻医の先生がどのような分野で海外の大学をお望みなのかというところもございしますが、実際、経営学、あるいは疫学調査、公衆衛生、そういうような専門の分野の大学のほうで学びたいというような方につきましては、先ほど申し上げたとおり、最大2年間の間に1,500万円の支援を行うというところなんです。実際、県内でもこの制度をしている自治体はございます。そういった自治体の事業を参考にして、この制度を作っているという認識です。

あと、何級の何号俸かというところでございます。先ほど、副町長が申し上げたとおり、給与の号給は給与条例で決められた所でございます。そのほかに、若手の先生は、夜勤、超過勤務等々を多くやっていただけるような計画で考えています。それと同等に、専門医の先生については、若手の先生の指導というようなところもございしますし、現在の常勤医の先生と同等の勤務体系というようなかたちになるかと思っております。

あと、費用対効果なのですが、先ほど申し上げたとおり、医療ニーズというところのなかでは人口は減っている、確かにそのとおりでございます。ただ、入院診療については、まだニーズがあるというふうに認識してございます。先ほど、私も粗々に1年で1億円というような数字を申し上げました。これは、予算書等々に記載してある常勤換算数、収益について、単純に割った数字になります。これも粗々なのですが、病床1日1床につき例えば100万円ということになれば、年間にすれば、どうしても現在3床空いているところをもう2床増やす、そういうような予算になっています。現在よりも平均5床増やすような、そんな計画をしてございます。そういったなかで、費用対効果は取れているというふうに思っています。

そして、突然辞めたときのこともやっぱり想定していなければいけないと思っております。この制度に乗るか乗らないか、そして、常勤医の先生が、例えばの話、定年退職後のセカンドキャリアの先生であれば、そういうような先生が来られたときには、そういった先生方も採用について検討していくと。現在でもセカンドキャリアの人材バンクにも申込みをしてございます。人材バンクにも登録している先生がございしますが、津南病院をまだ選んでいただけないというような状況でございします。引き続き医師確保には全力を投じていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

(9番) 吉野 徹

私は、これは全体を含んだなかの条例案の制定についての質疑をするので教えてください。条例の詳細につきましては、滝沢議員からの質疑がありましたので、私は、この制定の方向性についてお願いしたいと思っております。できれば、町長若しくは副町長からのお答えをいただきたいと思っております。

この条例案の作成に当たりましては、病院の審議会ということもありますので、そういった方々と回を重ねて多くの時間を費やしたなかで集約、決定をされた条例案と私は思っております。私は、一般質問で町財政につきまして何回もお聞かせいただきました。今ほど、この病院の経営に対しては、病院事務長のお話の中で、お一人の医師は1億円の診療費が見込めるというお話を今お聞かせいただきました。また、病院経営に関するこの案件につきましては、数名の議員の方々が質疑や、この町財政を案じております。私もこの条例が地域医療を第一に考えた、違った方向性で作成された条例とは全然思っておりませんが、現状の町財政の中で、今回の急がれた条例制定に心配をしております。もしもこれが制定後、スタートしまして、新しい医師の皆様方が入ってきてくださいますと、今お話がありました育成コースの乱れがもし生じた場合、将来世代の本当に若い方々まで困窮させるようなことは絶対避けなければいけないと私は思っております。詳細は分かりませんが、県では自治体病院の医師の確保につきまして、自治体病院の支援策を今検討されているということも若干伺っておりますけれども、今の事務長のお話の中で、県の医事課とは直接そういった協議はされていないというようなお話をいただきましたね。私は、今ほどもお話がありました、私たちが本当に日夜お世話になっている病院の常勤の先生方、その待遇等も含め、滝沢議員も質疑されましたけれども、この議会の中でもう少しこの詳細につきまして、より良い方向性の検討の必要性が大きく浮上しているのではないかと思っております。なぜ今議会で制定を急がれているのかなど、私は分かりません。せめて、第2回、第3回の定例会まで延ばして、そして、町当局、病院、県、議会と、そういったなかで町民の皆様方の意見を聞きながら進めることはできないのでしょうか。町長がいつも心配をしておられます町民のための町行政でありまして、町民あつての町であります。この件につきまして、町長若しくは副町長から明確なお答えがもし頂けましたら欲しいと思っておりますので、お願いいたします。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

人口減少下について、医療需要が先ほど事務長のほうから、2040年くらいの先を見れば下がっていくというような方向はありましたし、中長期計画におきましても、21ページあたりから、将来の医療需要の推計については数字で記載させていただいております。今後、10年ほどは高齢者人口が横ばいとなっておりますので、医療需要についてはしっかり備えた体制をとらなければならないと思っております。また、需要もそのようなのですが、人事という面も踏まえますと、院長職が現在56歳、副院長職が65歳、55歳となっております。人材の育成は必須となっております。仮に、今後、院長職の人材

を育てていくということになりましたら、年数を掛けて、この地域の医療の精神を体得していただくというような必要もありまして、将来の病院の継続性ということ踏まえると、取組をさせていただきたいという、もうその喫緊の課題となっております。昨年から今年に掛けて、医師の不足ということについては綱渡りで運営してまいりました。院長は、東京慈恵会医科大学に数回、診療の合間を縫って非常に御自身のお身体も御心配のなか、夏頃から本当に数度、東京慈恵会医科大学に行っていました。私は、県医師会のほうに数度行ったり、県のほうに行ったり、様々な動きをしてまいったところでありまして。そうしたなかで、これまでの動きに加えた、またプラスアルファした、更に力を入れていく方策が必須であるというふうなことで見えてまいりました。ですので、議員の皆様には、10月全員協議会の辺りでしたか、御説明をさせていただいた上で、制度について発表させていただき、選考ということでスケジュールは組ませていただいたところでございます。10月の議員の皆様への御説明の際には、今頃といいますか、「今、これくらいしないと医師は来ない。」という御意見や「もう既に遅きに失しているが、なんとかがんばってくれ。」という意見もあったというふうに幹部からは報告を受けているところでございます。それを受けて、施策については公表させていただいているということでございました。いずれにいたしましても、私ども、医師確保は喫緊の課題と思っておりますし、本当に遅くとも最悪、令和6年度4月までに採用できなければ、病院自体の在り方も、医療機能自体も考え直さなければならないという段階にもきている大変深刻な課題となっております。今ほど、議員の質疑には全て答えさせていただきたいと思っておりますし、いろいろと疑義をお受けして、お答えさせていただいたなかで、施策についてはぜひとも前に進めさせていただきたいと思っております。なお、財源につきましては、今ほど議員も御心配のとおりでございますが、病院事業会計ということで、収入があってお医者様の給与等は支払われているということのなかで進んでおります。ですので、きちんと事業活動しているということもありますので、支出だけではないということで御理解いただきたいと思います。町の一般会計から出すものは、それプラス修学資金ということで、町の医療に掛ける強い思いとして、今ここに町の力を掛けなければならないということのなかで、今回、予算編成をさせていただいたものでございます。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

私は、町が進めておられるこういう案件につきまして、全て反対するというそんなことはさらさら思っていないのです。今、町長も町の財政に触れましたけれども、そして、県とのつながり、町長が県に行かれて、そういったお話をされがまんばっているのですけれども、先ほど、事務長のお答えの中で、「県とのつながりは、この件については全然やり取りはしておりませんよ。」というお話をいただきました。ですから、なおのこと議会としましては心配をしているわけです。町が町民に対して、医療に対して、本当に真剣に取り組んでおられることは重々分かります。しかし、その基となる津南町の財政につきまして、今ほど町長からお話がありましたけれども、本当に早いスピードで高齢者が増え、子ども

たちがいなくなる、人口が減っているという状況下で、先ほど、私も滝沢議員も触れましたけれども、そういった新しくスタートされ来ていただきました先生方か御都合によってすぐ辞めてしまった、そして、1,500万円プラス1,000万円ではないのですけれども、4年たって5年たって、それをきちっと繰り返し繰り返し行った場合、そういう不祥事が出てきた場合、それに付随しまして、津南病院も建替えの時期に来ているわけですね。津南町は、病院だけならいいのですけれども、本当にいろんな施設をいっぱい持っております。これから本当に私たちの町を、これからの次世代の子どもたちにどうやって財政の心配のないすばらしいまちづくりを、先ほど、町長も触れましたけれども、それを考えれば考えるほど、なおのことこういった問題につきましてもは慎重に進んでいただきたい。せめて今、第1回定例会で決めるのではなくて、もう少し余裕を持ったかたちのなかで進めていただけないのかなと、そういったお考えは全然ないのかなと、そう思っています。副町長からお答えいただきたいと思っています。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

医師の確保をしないと、津南病院の機能が残せない。この津南病院を残すための施策の一つだということも御理解いただければと思っております。常勤医が去年はお一人療養で長期離脱した時に、東京慈恵会医科大学さんからも相当お手伝いいたなくなかで、なんとかやってきたところでございます。そこら辺で常勤医を確保することによって、入院もきちんと診られるし、当然、外来もきちんと診られる。特に内科につきましては、1月までの数字ですと、令和2年度が4万1,358人、令和3年度が4万3,548人、令和4年度が4万4,734人と少しずつ増えているところでございます。これは1月までの集計なのですけれども。入院のほうも、令和元年度が9,645人、令和2年度が1万351人、令和3年度が1万1,129人、今年度は医師の不足によって入院を診られる医師も少なかったものですから、1万249人と少し減っているのですけれども、これは津南病院の特徴から言って、回復期、慢性期の、いわゆるお年寄りがかかりやすい（病気の）患者さんを診るものですから、ここら辺の傾向は、まだ当分続くのかなと思っております。やっぱり5年後、院長先生も60歳になる、藤川先生はもう70歳になる、そうした場合、やっぱり30代・40代の常勤の医師がいないと、津南病院そのものを維持していくのが大変だということで、病院を病院機能として残すための施策の一つだということも御理解いただければと思っております。

議長（恩田 稔）

11番、津端眞一議員。

（11番）津端眞一

最初に申し上げておきますが、課長と事務長は明日からの合同常任委員会で質疑します。町長、お答えください。

ただいま、吉野議員との質疑の中で重複する部分もあろうかと思いますが、お答えくだ

さい。この予算について、病院事業会計には約3億円、それから、今回の問題の件につきまして1,000万円、福祉保健課で一般会計から出そうとしています。まず、これはどういうことなのか。私は、病院事業会計でやるべきだと思って、今聞いておるところです。

それから、お世話になっている大学側にどのような話をして、どんな対応をされたのか。もし、この案件が通った場合、通した場合、いろんな問題も出てくるかと思うのですが、否決された場合もそうですけれども、通った場合、今お世話になっている大学側がどういう気持ちになって、どういうふうに接してくるか、私はそれが一番心配なのです。その辺のところをお聞かせください。

それから、町長は昨年まで「財政調整基金を積みました、積みました。」と自慢していたのですよ。今回、予算を組むに当たって、5億円からの財政調整基金を取り崩しているでしょう。自分で何かやろうと思ったときに、簡単にそんなことができるのですか。今ほど、吉野議員も言いましたが、非常に財政の先行きを心配しています。その辺のところをはっきり教えてください。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

医師確保について、どうして福祉保健課の関係で予算計上がされているのかということについてからお答えいたします。まず、医師の給与等は、病院事業会計で計上されております。このたび福祉保健課関係では、医師の研修奨学金等というものが計上されております。これまで医師・看護師含め医療スタッフの育成、理学療法士とかも含めて、医師や介護の分野の人材育成ということについては福祉保健課が担当してまいりました。私は、この方向自体、間違っただけはおらないと思っております。医師、介護、様々なこの地域包括ケアを担う人材育成のところについては、しっかりと本庁の福祉保健課の分野で病院と連携しながら、人材育成についてはしっかりと考えていくということだと思っております。

また、このたびの条例では、どの大学とか大学の色を付けていない条例と当然なっておりますのでございます。恐らく東京慈恵会医科大学との関係を御心配されてのことかと思っておりますが、この施策は、東京慈恵会医科大学さんのほうも承知されており、東京慈恵会医科大学との関係は今までどおり変わらないということでございます。先週の金曜日にも申し上げましたとおり、東京慈恵会医科大学さん、特に理事長さんからは、津南病院のことを事例に出して地域を支援しているという、その一事例として大変誇りに思っておりますところでございます。したがって、引き続き私どもといたしましては、東京慈恵会医科大学さんとの関係を築きながら、あらゆるルートで医師を確保していくということでございます。今までの関係性と何ら変わりはないということでございます。

また、予算のところでございます。このたび、財政調整基金の取り崩しが大きくなりましたけれども、後日、合同常任委員会で総務課長が御説明させていただくかと思っておりますけれども、これまで実績ベースで見ますと、決算の段階においての財政調整基金の取り崩しはないところでございます。今年度、令和4年度の取り崩しも結果的にどうなるか分かりませんが、取り崩しが無いという可能性もございます。私ども、予算を組むときに

非常に財政のほうで厳しく慎重に見積もっているところでございます。例えば、交付税の算定などは相当厳しく見積もっております。町税のところも一般質問の答弁で申し上げましたとおり、かなり慎重に見積もっているところでございます。そうしたところで、結果的に決算において見ますと、取り崩しをしないで済んでいるというところでございます。ただ、財政の構成上、電気料の高騰ですとか、人件費も高騰しておりますし、物価高等々もありまして、どうしても増えていく支出もございますことから、将来的には気にしないでいいということではありません。しっかりと財政状況を変革していくような議論を積み重ねていかねばならぬと思っております。短期的には、歳入改革におきまして、ふるさと納税の増に取り組んでまいります。中長期的には、歳出のほうです。特に、公共施設の適正配置、数の適正化を皆様と共に議論させていただかなければならないと思っております。施設の維持管理費につきまして、これまでよりも少なくなるようにということで願っているところでございますので、この後の議論をしっかりと行っていきたいと思っております。いずれにいたしましても、今日、明日で焦るのではなくて、これまでの流れのなかで財政状況が今日あって、そして、これからもしっかりと中長期を見据えながら財政運営を行っていくというところでございます。ちなみに、将来負担比率につきましては大きく引き下がっておりまして、世代間の財政負担は少なくなってきたということもございますし、公債費比率についても、現時点で右肩下がりとなっております。借金についても、確実に減ってきているというところでございます。一つの指標で財政状況については判断できないというところでございます。

議長（恩田 稔）

11 番、津端眞一議員。

（11 番）津端眞一

福祉保健課からの 1,000 万円の話はよく分かりましたが、今年度の目玉商品として打ったわけですよ。病院事業会計でも多くの一般会計から繰出ししているわけですから、その事業をなんで病院事業として取り扱って病院のほうから出せなかったのかなと、私はその辺が分からなかったものですから、そうであればそれでいいでしょう。ただし、1,500 万円の給与というのは今の病院会計の中で出せるのかどうか、その辺もまた心配ですので、事務長ではなくて町長が教えてください。

それから、お世話になっている大学の話が出ました。大変お褒めの言葉を頂いていると、そうらしいですが、私はそんなことないと思いますよ、心理的には。全国の大学から募集をして、十日町病院で研修をさせ、その後、津南病院で。さっきも話が出ましたが、その期間が終われば、すぐ辞めたって問題ないわけですよ、これは。若い医師が資格を取ったら、そこにいると思いますか、今の状況で。それを考え方でいいですから、教えてください。

それから、財政調整基金については分かりました。健全財政に取り組んでください。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

現在の常勤医の給与額でございますけれども、どの先生が幾らという具体的な数字をこちらで申し上げるのは控えたいと思っておりますが、そこと比較しても高くはない額でございます。あくまでも勤務実態に合わせて支払われる給与等でございますので、働いた結果の実績の額ですので、その点のところは幾らと決まっているという、もう 1,500 万円がかちつと決まっているということではないと御理解いただきたいと思っております。勤務実態に合わせて 1,200 万円ということもあり得るし、1,000 万円ということもあり得るということでございます。

また、大学との関係でございますけれども、東京慈恵会医科大学の第三病院総合診療科、また、皆様も御案内の西村先生、糖尿病の名医の方などなどを通して、施策については御説明申し上げ、また、東京慈恵会医科大学の院長さんにも御説明申し上げたところでございます。先生によっては、派遣するお医者様の待遇がよりしっかりしますので安心の声も頂いているというふうに報告を受けているところでございます。いずれにいたしましても、これまでの御縁は大切にしながらということで、これまでの姿勢については何ら変わりのないところでございます。

議長（恩田 稔）

11 番、津端眞一議員。

（11 番）津端眞一

今ほどの大学の関係です。今までと何ら変わらない、そう言っていますけれども、心情的には私はそうではないと思うので、昔からお世話になった大学にもっとしっかり町長も行って、何回も足を運んで頼むのが先決ではないですか。それだけお願いしてやめます。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

以前の、これは前町政についても、これまでずっとこちらの方でお話をさせていただいてきた事実かと思っておりますけれども、研修医制度が変わりまして、教授の一言、一本だけでは医師が派遣されないということになっております。あくまでも研修員の方の意志を尊重しながら、研修先については選定がされていくということでございます。ですので、研修医の先生にとって、また、あるいは研修医が終わった若い先生にとって来たい病院となるか、そういった病院の魅力づくりのようなことも非常に今大事になってきておりますので、私ども、これまで糖尿病の専門科をとれるということも取組などを行いながら、今後は包括的に町民の全てを診られる総合診療医、総合診療もできる医師を育成していける地域ですよということで取り組んでまいりたいというのは、十日町市、私ども共通の思いとして持っているところでございますので、その辺のところを御理解いただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

何点かお聞きします。

今回の条例案、結果から言えば拙速すぎるのではないかということです。先ほども、ほかの議員から言われましたけれど、今ここで決めるのではなくて、6月議会でも、その先でもいいではないですか。町長が医師確保を本当に必要だと一生懸命取り組んでいらっしゃるの私たちも理解できます。でも、今回の説明をしてきた中身が十分議会の中でも理解が本当にできるのか。住民への説明は、いつしたのですか。説明をこれからするのでしょうか。そこをお聞きします。

やっぱり住民目線からしても、税金の使い方として住民が納得できるまで説明をし、もう少し研究期間をおいて、誰もが納得できるような条例案にしたり、医師確保の中身をもう少し丁寧に説明をしていただきたい。あまりにも議会に説明した、ちょっと説明をして、もうその後すぐこの条例案ですよ。何も住民にも知らされていない、議会でも議論をしていない、今日のような議論をもっと時間を掛けてするべきだと思いますよ。町長がせっかく住民の理解を得られるようにというか、町として良いことをやろうとしている、やるのであれば、もっと慎重にやるべきだと思います。この辺、どうですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（栞原 悠）

町民イコール議会ですし、町民イコール私というのが地方自治の二元代表制の制度だと思っておりますので、基本的には議員さんに説明するということが第一となっております。昨年の10月、10月以前もそうですが、医師確保についてはなんとかしてもらいたいという御要望を毎年のように議員の皆様それぞれから頂いているところでございます。それを受けてなんとかしなければならぬと執行部としては思うわけでございます。昨年の10月、施策については議員の皆様にご説明をさせていただいているわけでございます。その中で様々な意見が出ました際には考えなければならぬと思っております。ただ、その場で、もう「医師確保についてはやってもらいたい。」という声があったし、「既に遅い取組だ。」ということさえありましたし、「これくらいしないといけない。」という意見もありました。そういう意見を背景にしなければ施策の発表もできませんでしたし、今日、この条例のところまでもってこることができなかつたわけでありまして、町民への説明ということは議員さんへの説明ということですので、町民はもう医師が欲しい、医師を確保してもらって安定的な経営をしてもらいたいというのが願いですので、それを受けての今回の取組になっているということは御理解をいただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

(10 番) 栗原洋子

だから、議会にも説明が十分とは言えないわけですよ。今日のようにいろんな質疑が出るわけです。だから、もう少し時間を掛けて、中身をよく精査をする。事務長の答弁も何か怪しい部分もあったり、はっきりしない部分がありますよ。それはやっぱり町の中でしっかり議論がまだ足りていないのではないですか。

11月に出されたこの厚生労働省での記者会見、これも記者会見のために厚生労働省に行かれたのですか。厚生労働省の出先機関である県の松本保健部長ですか、その方と一緒にいったわけです。林院長も一緒に行かれた。こういう時に、厚生労働省に行ったのですから、もっと財政支援をお願いするべきだと思いますよ。こういう小さい自治体が一生懸命医師確保に取り組んでいるのだったら、それをまず訴えて、国もしっかり支援しろということを本当に泣きついてでも頼むべきだと思いますよ。県にもそうですよ。県がこうして部長も一緒に行っているわけですから、県にしっかりと県も応援してくれと、町の財政は大変なんだというのを訴えて、本当に泣きついて良いと思うのですけれど、ただ記者会見をして帰ってくる。このようなものを私は頂きましたけれど、 — (栗原議員、資料を提示。) — この中身を見ても、ハーバード大学とかロンドン大学とか、そういう所で現地留学もしている。それは素晴らしいですよ。でも、それが津南町の実態として、本当にこれが当てはまるのか。オンラインでなんて本当にできるのか。その中身についても、今のうちに全く詳しい説明はないわけですよ。だから、この医師確保というのは、国や県の責任なのです。町の小さい自治体が1億円も掛けて医師確保に必死になっているというのは、ちょっと異常というか、おかしいのではないですか。国に求めてくださいよ、町長。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

当然、中小公立病院に対する財政支援、医師確保、医師に限らず看護師もそうですけれども、その要望は国のほうに上げていますし、県のほうにも町村会を通してあげているところでございまして、これは継続して強く要望しているところでございます。

あと、今回のところに係る県の支援ですけれども、これも県議等を通じてお願いしたところ、新年度予算で中小病院に対する派遣の補助金が付いたところでございまして、これは活用していきたいと考えているところでございます。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

医師確保は、「国や県の責任だ。」と言い続けて解決してこなかった現実が目の前にあります。私どもは、ずっとそれを言い続けているし、議員もそれをずっと言い続けてきたかと思えます。ただ、結果として、持続可能な仕組みになっているかということ、なっております。

せんでした。ですので、今日のこういった話になっているわけでございます。医師の人員、年齢構成を見ましても、将来にわたって病院を継続していこうと思えば、とても持続可能な体制になっているとは思いません。私もこの職を引き継ぎまして、そういったことに大変責任を感じております。町民の命を守る最後の砦として、医療機関を守っていきたくて思っております。そのためには医療スタッフが必要です。箱だけでは解決しません。人が必要です。人があってのハードです。ソフトがあってのハードだと思っております。とにかくその核となる医師の存在を今欲しているところでございます。ですので、もちろん国や県に訴えます。県にも多大なるお力を頂いているところでございますけれども、私ども町立病院として、町を開設者にし、病院長を置いた下で町で運営している病院でございます。ですので、最終的に町民を誰が守れるかという、私どもが守るしかないのです。医師確保については、国や県の協力をいただきつつ、しっかりと町も動かなければ、これは解決していかない問題だと私は考えますので、その点のところをしっかりと取り組ませていただきたいというものでございます。

議長（恩田 稔）

10番、栞原洋子議員。  
質疑にしてください。

（10番）栞原洋子

今回の厚生労働省の所で説明をした内容ですね。これは、まだ条例改正もできていない、そういう時にこういう説明をしてきた。財政支援はその時は何もしてこなかったのではないですか。この条例改正については、もう少し中身を精査して住民の理解を得られるまで時間を置いてやるべきだと思いますよ。急いでやらないでください。

議長（恩田 稔）

昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

—（午後0時09分）—

—（休憩）—

会議を再開し、質疑を続行いたします。

—（午後1時00分）—

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

この研修制度について、2点ほど質疑いたします。

全体でたくさんいろいろ欲張って書いてあるという感じがいたします。私の理解では、1と2のコースがあって、1番目は若い医者になり立てみたいの方を育成していくコースで、2番目が院長になるような専門医のもう既に完成された方に対する津南町に来ていただくためのお金を付けて呼び出すというような感じで、二つ考えているのかなと思います。海外研修コースについては、1に付随するもので、研修医の先生がそれ以上海外に行って研修したいというならお金も出しますよというのが1にくっ付いているという感じで

すよね。非常にこれを見ていると、すぐに理解ができないですよね、なかなか。だから、もうちょっと徐々にやっていくという感じで、今一番必要なことについて、今何が一番必要なことかということでもちょっと絞って、津南町が奨学金を出すということをやったらどうかなど。皆、お金のことも心配しているようなのですけれども、必要なことではあるけれども、いっぺんにこれをやるということについて、やっぱりちょっと危険があるのではないかと皆さん思っているのではないかと、その点について、そういう精査も可能なかどうか、お聞きします。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

この海外の支援制度なのですが、先ほど、御質疑があったことと重複するかもしれませんが、お許してください。実際、専攻医コースにこちらの海外留学の支援が可能というような制度になっています。海外留学には、様々な専門の海外の大学、そういう所で勉強したいという意志のある先生が全国にはいらっしゃいます。そういったなかで、その専門の分野を学んで、津南町内、あるいは津南病院という所でその成果を発揮していただきたいというような意味も込めて、同時に募集をかけているというところです。選択肢が多ければ多いほど、全国から優秀な人材が集まるというふうに考えてございます。そういったなかで、このコースの可能性を広げたというところでございます。

以上です。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

2点目について、お伺いします。秋に議員控室で説明をされた時には、簡単な説明でしたので、具体的な内容までは分からなかったというのが現実で、医師確保は大事だから、少しはお金を積んでも医師確保に動いていただきたいというのが議員たちのその時の総意だったと思います。私の感覚では、それからあっという間に厚生労働省で記者会見があって記者発表があったというような唐突な印象を持っています。なおかつ、募集が条例が制定する前から。記者会見をしたので見学を来るとのことや説明を受けに来るとのことはあると思いましたがけれども、募集というかたちでは条例が制定されてからではないかと思っておりました。

私もそのように考えておりましたので、制定されてからいろいろ当局にお伺いしようと思っていたのですけれども、この間の時に質問しましたけれども、具体的な話なのですけれども、小千谷市にウクライナからの医師が避難してきていまして、ウクライナで医師免許を取って1年研修を終えた人です。あと2年くらいの研修が必要で、日本で。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員に申し上げます。質疑をしてください。

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

はい。その人がこの奨学金制度に当てはまるかどうかということについて、お聞きしたいのですけれども。1コース目には、研修等奨学金になっていますので、研修等の奨学金で4年間ということ、本人はずっと日本で医療活動をしたいと、津南病院にずっといてもいいというふうに言っておりますが、そういう場合、まず、日本語検定に受かることと日本の医師免許を取ることが日本で医療活動をするための条件なのですけれども、非常に紳士で優秀な方なのですけれども、そういう方に津南病院で働いていただくために、この奨学金を活用するということが可能かどうか、お伺いいたします。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

結論から申し上げますと、小木曾議員がおっしゃった条件が揃えば、この支援制度では対応できると思います。実際、専門医の資格を得るための専攻医研修というかたちなので、医師免許は、それよりも前に持っている状況という方を対象としております。ですので、議員のおっしゃる方が持っていられれば対象になる。なおかつ、津南病院で診療ができることで登録がなされていれば、対応できるかと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

医師免許はウクライナの医師免許で、日本で治療するためには日本の医師免許を改めて取り直す必要があります。そのための外国人のための、日本での医師免許を取るための研修制度というものがあまして、それは奨学金があれば、そこに1年なり通って日本の医師免許の取得のための勉強をすることができると聞いております。それで大丈夫でしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

この貸与条例は、津南病院の業務に従事する方に対して、この研修ができるという、その前提条件がございますので、その先生が津南病院に従事するだけの資格があるかどうかの判断が最終的になされるのだと思っております。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

何点か質疑させていただきます。

今回、2,500万円、1,500万円と1,000万円、この2,500万円の根拠は何かと私、一般質問で聞いたのですが、説明はありませんでした。今日、病院事務長の話だと、県のアドバイスということのように受け取れます。県の部長さんが2,500万円くらい出さないとというアドバイスをしたその額なのか。このことについて、先ほど町長は、1,000万円一般会計から出すことについて、病院が今後、医療だけではなくて地域包括ケアの拠点としていくので、福祉保健課でもって当然というような言い方をされていたのですが、では、病院の今後の収入並びに収支、それらをどういう線引きで福祉保健課、病院というふうに決めがあるのか。ただ今回いきなりこれだけの額を1,000万円にしたのは、持って当たり前ということなのか、その辺をもう一度はつきり。線引きもないのにしたのではないかと思われませんが、教えてください。

それから、まず、10月に説明会をしたと言いますけれども、御承知のように議員控室で、公式の場では記録も何も取っていないし、公式の場ではありません。それに関しても、やはり概要説明ということで、これほど詳しい資料があって説明したわけでもない。ほんの1時間足らずのなかでの説明で十分に議員が理解したというふうには受け取れません。いきなりそれで進めた。でも、町長は、先ほどの答弁では「議員からは、ぜひ進めてくれということに進めたんだ。」というようなことでした。何か全てがこの頃、最近そんなふうには、ただ概要をば一っと説明をして、それでも議会が了解したんだ、承認したんだというようなことで事が進むようなことが多いような気がするのですが、まず、10月の説明会は公式ではないということ。その後、説明はほとんどありません。確か、2月14日、ちょっと中長期計画の後で本当にまた簡単にあったという程度の話です。そういったことで、こういう新しいことを進めるには、やはり十分な議論、その時間を持たなければならないと思ひまして、そのことについての反省とかも全然聞かれていないのですけれども、私はこのやり方でやると大変危険だし、議会というものを非常に軽視しているというふうには受け取れます。その見解を教えてください。

それから、先ほど町長は、「病院会計は支出だけではない。」ということを言われました。だからこそですよ。収支シミュレーションを提示してください。それで判断しますから。それもないのに判断できません。

それと、最後もう1点。病院経営幹部育成コース、これが先週の一般質問の答弁では、「院長候補は今後、経営の数字もしっかり理解し、職員のいろいろな内部のそういったものも差配して行かれるような人材を育てていかなければならない。今の林院長もそうです。」という答弁をいただきました。津南町は今後、津南病院の院長というのは、そういう位置づけというふうにはしているのでしょうか。私は、ましてや今、津南病院は一部適用の病院です。経営責任は、開設者の町長にあると思います。その町長の命を受けて事務長も執行しているわけです。院長が経営責任を持たなければならないほど経営まで。それは当然ど

のくらいの収入がある、どのくらいどうだということくらいは知識としては必要かもしれませんが、院長がそこに力を割かなければならない、そういう人材をこれから津南町は、院長としてはそれが必要だということなのですか。私は、院長も医師ですので、医師は医療業務に専念をするべきだと思っています。個人病院であれば、当然経営もかかってきますけれど、今の津南病院の形態では、それは病院がもうかっている、損失を出している、赤字だ、黒字だ、その程度のことは認識は必要かと思いますが、そこまで医師に求めることは、私はむしろ医者が不足というなかで、今後、津南病院がそういうかたちでいくのかどうか疑問を感じていますので、そこを教えてください。

それから、もう一つ。副町長の先ほどの答弁で、「医師確保ができなければ、病院として存続できない。」という大変乱暴な答弁がありました。だからこそ、津南病院のこれからの方向性をきちんと示してくださいということは言っているはずですし、先週の話ですが、町長もこれからというような話でした。全く筋が分からないのですよ。だから、本当に今、医師確保ができなければ、これからどういう形態で津南病院をやっていくのか、その方向性の検討、議論、それらもまだ何もなされていないなかで、おどしのように「今、これで医師確保ができなければ、やっていけない。」なんて、もうちょっと何か一つずつ丁寧に進めることはできませんか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

10月の議会に対する説明が不足していたというお話でございます。議員の皆さん全員、そうっておるのであれば反省させていただきますし、丁寧に話は進めていかなければならないと考えております。医師確保は喫緊の課題と何度も申し上げますとおり、医師を確保しないと常勤の医師も大変な状態となっているところで、県と一緒に行わせていただいた事業でございます。

あと、1,000万円ですけれども、今までも医師確保や看護師確保の奨学金は一般会計から出しておりますので、それに伴いまして、こちらの総合診療医等研修奨学金等貸与条例も一般会計からということで判断させていただいております。

あと、議会軽視と言われるということであれば、真摯に受け止めて反省をさせていただきます。

収支シミュレーションでございますけれども、これについては何人採用するかによってまた変わってきますので、そういうシミュレーションであれば作っていきたいと思っております。

院長の仕事についてですけれども、やっぱり経営感覚を持った院長が私どもも必要だと思っています。今、一部適用で管理者は町長になっておりますけれども、内部を統括しているのは院長でございますので、経営感覚を持った医師が必要なのかなと思っていますのでございます。

以上です。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

経営感覚、それは必要なことというのは分かります。だけど、今現に、人件費比率が過去このくらいで今どのくらいになった、近隣の病院と比較してこうだああだ、林院長がやっているのですよ。事務局ではないですか。だから、もう少し院長の肩の荷を軽くするべきではないか。そんな分析まで院長がやらなくてはならない、この体制も。それは院長が率先してやってくださっているのかとは思いますが、それは大変有り難いことですし、そういう経営感覚も必要だとは思いますが、なにか私たちに示す資料は院長が分析した資料なのです。事務長がいらっしゃいますけれど、やっぱりそういうところでもう少し経営感覚を磨いてほしいと思います。

それと、今、2,500万円のうち1,000万円が奨学金だからという表現でしたので、奨学金だから福祉保健課で出すということはよく分かりました。なぜ奨学金なのかというところをこの前の一般質問でもしたのですが、明快な回答はいただけません。経済的な支援でもないし、何か特別な研究をするための支援、そういうものでもない。ただ病院会計、あるいはほかの現役医師と比較した場合、2,500万円というわけにはいかないな、だから、1,000万円奨学金にしよう、一般会計から出そう、病院の会計は見た目が良くないだろう、そんなふうを受け取ってしまいます。だから、この1,000万円の奨学金の根拠も分からない。ただ、このことについて、先ほど町長は、「介護のほうも今後、病院が拠点として診るから、福祉保健課が持ってもおかしくない。」という答弁をしたのです。だから、私が今それを聞いたのです。もし、そうであれば、当然収入も支出も細かく人件費、そういったものも福祉保健課に入れるべきものは入れる、出すべきものは出す、その整理がきちんとされなければならないと思います。

それから、今日の質疑にも大分ありましたけれども、ともかく数字で示したものが何もない。将来はどうなるのか。医療ニーズだって減っているのですよ。しばらく横ばいとはいえども、減っているのですよ。こういったものの医療ニーズがどのくらいあって、医師1人雇ってどのくらいになって、だから、1億円の収入が見込まれる、そういったものがきちんと示されて私たちは判断するものだと思います。全くそういうものも示されず、何か無理やり通せばいい、通した後は、「もう議会が承認したのだから。」と、そんなふうにしかならないのですが、その辺の見解を教えてください。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

院長については、院内の中の全部を見ていただきながら、数字を気にしながら、運営をしていただいているということで感謝しております。その体制を補強しなければということのなかで、病院事務長の人事、また、経営推進室の新設を行ってきたところがございます。人員体制につきましても、事務局機能につきましても充実をさせながら今日向かって

いるところでございます。院長がそこで公表している数字も、事務局、また、経営推進室の裏付けの数字を基に院長のお口から発表させていただいているものかと思っています。組織として動いているものでございます。

あとは、医療の需要のところですけど、数字的には、中長期計画におけます 21 ページ以降の所で医療需要については記載をさせていただいておりますけれども、 —（石田議員「あります。」の声あり。）— 全体的には、議員もいろいろと介護の分野については見識を持たれておるので、高齢者人口の推移については御承知のことかと思いますが、高齢者人口については今後 10 年ほど横ばいが見込まれるところでございます。しっかりと医療・介護を守っていける体制を整えていかなければならないと政策として思っているところでございます。

また、それだけではありません。先ほどから申し上げております院長の年齢、副院長とお二人の年齢、やはり今後の将来の病院の継続を踏まえたなかでの人員体制を整えていかなければならない。そのためには年数が掛かるのだ、すぐに人が育つわけではないのだということでございます。今後、新しく来ていただく津南病院に関わっていただくお医者様が背負う役割といたしましては、この妻有地域全体の診療所も含めたお医者様が高齢化を迎え、時には診療所を閉鎖するという状況もあるなかで、妻有地域全体を見渡したなかでの病院経営、地域経営ということが大変重要な視点となってまいります。そうした医療の現場だけでなく、地域の医療の全体的な在り方を見据えたなかで、医師として御活躍いただくことが私は必須になっていきっていると捉えております。私ども、その政策に携わる人材もしっかりと先を見据えてやっていきますけれども、やはり医療に携わる皆様方と連携させていただかなければなりません。医療に携わる皆様も、この先の様々なこの地域の状況を共に背負っていただきながら、住民の暮らしを守っていくというところかと思っておりますので、求めている人材像としては、そういった思いも含めてのこととなります。

議長（恩田 稔）

7 番、石田タマエ議員に申し上げます。現に議題になっていることに対して疑問点を質す、そういった質疑をお願いいたします。

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

議題になっていることだと思ってしゃべっているのですが、違いましたか。

では、最終的に私たち議員が承諾したということで仮にこの議案が通る、通らないは別として、議会が承諾したというかたちをとるためには、やはり今後の医療ニーズの推移、収入、支出、これらのビジョンを示さなければ判断ができないと思いますが、示していただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

医療ニーズの推移につきましては、最新の状況を踏まえて、 —（石田議員「言葉じゃないって。数字でやっぱりきちんとした表で示してください。」の声あり。）— その点、医療ニーズにつきましては、またこちらのほうでシミュレーションは最新の数字でやっていきたいと思っています。

また、費用対効果につきましても、私が先ほどの答弁でも粗々の数字で申し訳ございませんでした。こちらのほうも引き続きシミュレーションしていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

6番、江村大輔議員。

（6番）江村大輔

それでは、二つ質疑させていただきます。

医師確保が大きな課題という認識は、私も十分理解しております。また、何か始めないと先に進まないという思いも十分分かるのですけれども、午前中からも含めてですけれども、ほかの議員の方と重複するかもしれませんが、今後にも少し影響してくるのかなと思えますので質疑させていただきます。

本日のこの条例議案を出すまでの進め方、順序、丁寧な説明の経過を妥当であると考えているのか、端的にお答えいただければと思います。

2点目は、これまで医師確保について持続可能な仕組みがなかったと午前中の答弁でもありましたけれど、今回については持続可能性があるということで認識してよろしいのでしょうか。私的には、給与や貸与を含めた金額の多さで判断されるようなやり方、施策については、結果的に他地域への影響も懸念されて、より医師確保を難しくすると考えますが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

条例を出すまでの政策の進め方という御質疑でございます。石田議員（もおっしゃっていた）、10月の説明会が足りなかったという話、そこら辺は十分反省しておりますけれども、条例の提出の仕方といたしましては、議員に説明した後に条例案を出すという順番というか段取りは踏まえたつもりでございます。

あと、これがかえってほかの地域の医師確保を難しくするのではないかという話でございますけれども、やっぱりこういう中小病院、へき地病院は、このくらいのことをしていとなかなか集まってこない。これがほかの地域の先駆事例になることで、例えば、国や県が支援するような仕組みができれば良いなと思っておりますが、そこら辺は当然、我々は毎年のように財政支援とか医師確保の要望を上げているところでございますし、県のほうも今回、新年度事業でそういう事業を立ち上げていただきましたので、これが全国に広がれば、こういうへき地の病院も医師確保が容易になればという私の思いでございますし、

新潟県は地域枠の確保ということで、毎年、大学を広げるなかで地域枠の医師の確保に努めているところでございますので、そこら辺も今は県立病院に主に派遣していますけれども、自治体病院にも派遣できるような素地になればと思っているところでございます。

議長（恩田 稔）

6番、江村大輔議員。

（6番）江村大輔

私も一般質問でもさせていただき、今ほど石田議員もおっしゃいましたけれども、やっぱり数値目標がしっかりと明確に私たちに示されていないなかで、では、10月に概要説明をしました、2月に石田議員から病院からの資料提供の話をごやっていたので私たちももらいましたけれども、これがなければ、逆に言うところではどこで説明が受けられていたのかと思うと、少しこのやり方では私たちが判断しにくいと考えています。今ほどの答弁の中でも、先進事例、先駆的な事例ということですが、これは他地域に影響するより、私は私たち津南町に影響にするのではないかと考えます。結果的に、今度、どこかでより多くの金額をあげてというものが出てきたときに、では、また多く出さないと医師が確保できないのではないかと、そういったロジックの流れのやり方に考えられるのですけれど、結果的に私たち津南町が医師確保が難しくなるようには考えられないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

医師確保の根本的な、これは当然、国のほうも分かっているかと思うのですけれども、地域、特に新潟県は医師が少ないということですので、今回、町立病院ですので町のほうでこういう取組をいたしましたけれども、医師確保は全国の問題でございますし、ほかの病院となかなか比較はできないものでございますし、ほかの病院がどういう手立てをするかは、それは病院の判断でございますけれども、我々が今できることはこういうことだということで御理解いただければと思います。

議長（恩田 稔）

6番、江村大輔議員。

（6番）江村大輔

私の認識では、もし全国の問題であれば、お金ではないのではないかと考えております。質疑ではありませんが、以上です。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

このたびの条例は、奨学金ということの内容が記載されておりますけれども、ソフト面の検討状況といたしましては報酬面だけではないと思っております、やはり医師が来たくなるような教育システムを作らないと来ないと思っておりますので、十日町病院さんの症例など、また、教育のシステムなどのお力をお借りしながら、津南町のコースはそこで展開させていただくということになってまいります。

また、津南町ならではの保健師や介護事業所との近さを生かして地域経営という視点で、この地域の包括ケアの在り方を共に考えていただきたいと思いますと思っております。非常にやりがいのある仕事かと思っておりますのでございます。そうしたなかで、より良い方を今後の院長候補として考えていきたいということでございます。

そういったことで、決して費用面の額ということだけでなく、いろいろなそういった残っていただくための在り方、魅力に感じていただくための教育体制、そうした住環境、いろいろなことも併せて検討させていただいているという状況でございます。準備させていただいてきているという状況でございます。

また、進め方に関しましては、恐らく厚生労働省で会見したということが非常に大きなニュースとなったことで、議員の皆様も「ああ、ここまでになるとは思わなかったけれども。」という受け止めだったかと思っております。非常に県の御厚意で、なるべく情報が広く伝わるようにということで、そういった場について御紹介をいただいたところでございますけれども、基本的にはそうした全国発信もそうですし、こういった制度を作りましたという町のホームページや東京慈恵会医科大学さんへの営業など様々なこれまでのルートも併せながら、そうしたいろいろな表の発信や、また、いつもの私どもの積み上げてきたやり方も併せながら進めてきているものですので、その点、御理解いただきたいと思いますと思っております。議員の皆様におかれましては、結構目玉として捉えられてしまったということについて、オーバーな話だということで発信がされてしまったということについては、私の至らぬ所だったかと思っております。制度自体は、しっかりと他市町村なども類似しております、決して突飛なものとはなっておらないところでございます。全県で医師確保についてしっかりと取り組んでいく、私どもは町立ですので町も連携しながらそこに向かって一緒に取り組んでいくということですので、御理解いただきたいと思いますと思っております。いずれにいたしましても、通年で採用活動はしなければいけないと思っております。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

私も3点くらい質疑させてもらいますけれども、一般質問の再現版の、質問ではなくて質疑版に変えようと思っております。

まず、時系列から説明しておきます。私たち議員が、先ほど石田議員がおっしゃったように10月20日過ぎだと思っておりますけれども、この「町立津南病院における医師確保事業概要1」、これを議員控室で病院長、福祉保健課長、事務長が説明されました。その後、11

月 10 日にこの資料に入っていますけれども、厚生労働省で発表された資料です。この資料については、1 月 14 日に病院運営審議会で配布されて、それをその委員長である石田議員が（依頼したことにより）臨時全員協議会だったと思いますけれど、1 月 20 日にこれを渡されたものです。ですから、町長が 10 月末に議員に対して懇切丁寧に説明したということは、これだけでは。これも矛盾がいっぱいあるのですよ。ある程度のお金を出さないとやっぱり医者に来てもらえないからということで、1,000 万円を奨学金なんていう大衆受けの良い言葉を使っていますけれど、私は給料の積上げだというふうに思っています。だから、福祉保健課で相談するのもおかしいなと思っているのですけれども。それは置いておいて、この時に 1,000 万円差上げますよと、2 種類コースがありますと、十日町病院経由の医者と東京慈恵会医科大学経由のお医者さん、これは 4 年と 3 年となっています。ところが、それを対象にしますよという説明しかなかったわけです。私たちは、「1,000 万円程度は医者確保のためにはしょうがないだろうな。早く医者を見つけなきゃいけないんだからしょうがないだろうな。」という感覚でいたのです。ところが、この厚生労働省で発表したのは、今度を給料を 1,500 万円払って、その後に 1,000 万円積み上げて、合計 2,500 万円ですと。国内最高峰の待遇レベルですと書いてあるのです。この条例自体は 1,000 万円ですから、私はいいのですけれども、この給料の 1,500 万円と一体化して検討しないと、やっぱり結論は出ないのですよ。トータル 2,500 万円ですから。というふうに思っています、ところが、先ほど町長は、「いや、1,500 万円ではない場合もあります。1,200 万円の場合もあります。1,300 万円の場合もあります。」、なんで 1,500 万円と全国発信してきちんと確約したのに、急に今度は 1,200 万円になる可能性もありますというふうになるのでしょうか。それをまず 1 点です。

1,500 万円にするには、私も調べてきてあるのです。医師級、最高 4 級の 65 号、月給 57 万 1,000 円です。これをボーナスも入れて 16.4 か月掛けると 930 万円くらいになります。まだ 1,000 万円まで足りない。最高の号俸を使っても足りないのです。さらに、先ほど副町長が言ったけれど、初任給調整手当というのが 1 か月 30 万円から上限 41 万円まで付けられるようになっています。最高峰の手当 41 万円を付けて、これを 12 か月にすると約 500 万円です。この最高の給与と最高の手当を付けても 1,400 万円くらいにしかならないのですよね。あと 100 万円は、多分夜勤手当とか、そういうものが付いてなるのだろうと思っていますけれども。4 級の号俸を使うということは、さっき副町長は、「院長クラスですよ。」とおっしゃっていましたね。研修医に院長クラスの給与表を使って出さなければ 1,500 万円にならないのですけれども、この号俸を使うのでしょうか。その辺をお聞きします。

繰り返しますと、東京慈恵会医科大学が消え失せているということと、この 1,500 万円と 1,000 万円というのは一体化して考えなければいけない問題であるのではないかと考えていますけれど、いかがでしょうか。

それと二つ目がこの 4 年間、拘束期間と言ったらおかしいのですけれど、やると確かに 1 億円払うのですけれど、今まで過去の例で奨学金をもらって津南病院に残ったのがどのくらいいるのかと調べてもらったら、50 年ほど前からこういった奨学金制度等あって、5 人使っています。古い人で 50 年前に 1 名、それを使って津南病院の医師になった人がいると聞いています。最近では大分留保されて 1 名、この奨学金を使って何年かどこかに勤めていたのですけれど、津南病院に戻ってきて、この奨学金を免除してもらったという経緯

があるわけですが、こういっただかたちになって、例えば今回、1億円相当払って、津南町にその時点で残ってくれる人がいるのだろうか。非常に疑問に、私は不安に思います。それがもしお辞めになったら、またエンドレスに採用を続けるということなので、財源の問題も増えます。簡潔に言わなければいけないのですけれども、権限と責任という問題があります。もし、1億円、2億円のお金が奨学金を使ってば一になってしまったら、誰が責任を取るのですか。責任なんていうものは条例に入れるものではないですけど、そういうものもない。保育園の（増築棟工事入札不落の責任を取るために給与を）20%、30%、6か月削減しますなんていう問題ではないですよ、億単位の金が逃げていくのですから。9,000人の町民のお金を預かっている議会と町は、こんな多額の冒険的なことをやるのは非常に危険だと私は思いますけれども、そういった責任、もし、そういったことがあって、損失額が1億円、2億円出たら、どういう責任を取るのか、それを示していただきたい。

三つ目、これで最後になります。先ほど副町長からもありましたけれども、この件については県会議員の先生がたは、「発表された後から知ってびっくりした。なんとか事前に話してくれれば、補助制度も考えてあげるのにな。」と思っていたらしいのです。それでもなおかつ現役の県会議員の方は、厚生環境常任委員会か何かに入っている方ですけども、「この4月からその委員会で諮って、そういったへき地の医者に対して補助金を出しましょう。金額は五、六百万円かもしれませんが。それと、十日町病院から医師を派遣する仕組みを作りました。」というふうにおっしゃっています。だから、4月になればそういった動きが出てくるのに、なぜ拙速に今どうしてもこの条例を通さなければいけないのかというのが私は疑問に思いますので、十日町病院から医師を回してもらえらというのと県の奨学金については、どのように考えているのか。

その辺について3点、ちょっと長くなって申し訳なかったですけど、教えてくださいというか、質疑いたします。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

先ほど私、答弁いたしましたけれども、給与の医業職1級に医師が位置づけられておまして、これは役職でその給与に格付けするというので、院長が4級、副院長が3級、医長が2級というかたちになりますので、院長という職名を与えない限りは4級には格付けできないということです。副院長なら3級、医長なら2級、そこの役職によって給与の格付けが決まるということですのでございます。それプラス、今、風巻議員がおっしゃったように初任給調整手当がございまして、それと、特殊勤務手当の医療手当、こちらと様々な夜勤とか当直とかした場合には、条例で決まった値段が付与されるということですので、総額1,500万円ベースの給与となるということですのでございます。

どこが責任を取るかということですが、医師として採用した場合には報酬の支出が出ますけれども、当然、患者を診ますので医業収益にも跳ね返ってきます。それが先ほど来、事務長が言っていますけれども、1億円くらいは見込めるのではないかという話でございまして、報酬が全てば一になるということではないと考えております。

県議会議員の先生方からも御協力いただきまして、新しい県の取組、補助制度が県の予算が通れば設定されるわけでございますけれども、それ以前にこの条例を通すことによって、その県の補助事業ができた当初にすぐ申し込むことができますし、まだ制度設計は分からないのですけれども、確か総額で500万円ちょっとの予算規模だったと思いますので、これが早い者勝ちになるのかどうか分からないのですけれども、早めに準備しておいたほうが県のその制度にも乗りやすいのかなと思っていますところでございます。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

施策の発表前は、県議の先生方お二人とも施策の概要については御存じで、情報としては入手されておりました。私からもお伝えをさせていただいたところでございます。しっかりと県のほうからブリーフィングは受けておられて、方向性については御理解いただいて御指導いただきながら進めてまいりました。従来から、何年も前から、「県と連携して医師確保をしたらどうだ。」と、特に尾身県議からは御指導いただいてきましたので、おおむねその流れで御指導いただいたおかげで進ませていただいているかと思っております。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

どうしても1,500万円というのに頭が行ってしまうのですけれども、私が一般質問をした時は、「専攻医というのはお医者さんの卵で、一般的に公立病院では年収500万円から600万円くらいですよ。」と。それに1,000万円積むと一千五、六百万円になるのですけれども、そのくらいはしょうがないだろうなという感覚で我々は納得していたのですよ。そう思って、十日町病院は1,350万円ですから、もう少しは色を付けなければいけないのだろうなと思ったけれど、突如、この2,500万円というのが出たから、これはいったいどうなっているのかなということなのです。10月で議員に対して懇切丁寧に説明したと、これが11月10日に出たと、（私は）これが11月10日に出るまで知りませんでした。そうしたら、町長は、「インターネットを見ていない人が悪い。」というような表現をされて、私も言われましたけれども、その厚生労働省の発表を議員全員がいつどこで何時からどのチャンネルからあるのか知らされないところで、それを見ていない人がおかしいみたいな発言は。「私はそうしたから議員に対して周知しているんだ。」と、「ちゃんとそれで全国放映で流れているから、議員に対してそれで周知、11月10日のこの資料は周知しているんだよ。」とおっしゃっていましたが、今言ったように、それは年が明けて病院運営審議会経由で回ってきたものしか見ていないのです。ここの議員14名いますけれども、その厚生労働省のネット中継を見た人は何人いるのでしょうか。1人くらいだと思うのですけれども。そういう感覚なので、我々は懇切丁寧な説明があったとは思えない。だから、今みたいな問題がいっぱい出てくる。したがって、これをもう少し延ばしてはいかがかと思っておるわけで

す。これはもう何人もの人が質疑していますので、私はあえて質疑しませんけれども。

それと、1点抜けています。1,500万円と言ったのは、町長は、「その人の技能とか経験年数によって1,200万円の場合があるかもしれない。1,300万円になる場合があるかもしれない。」と、これは大々的に1,500万円と報道しているのに、そういうことが現実にあるのですね。給与が1,200万円になったり、1,100万円になったりすることがあるのですね。その辺、ちょっとお聞きします。先ほど、そういう発言をされました。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

会見自体につきましては、会見の日時、場所、どういうふうに発表させていただくかについては、事前に議員の皆様にお配りをさせていただいて、御案内申し上げたところであります。確か桑原議員に御参加いただいたと聞いておりますが、議員にお話をさせていただいた、この10月の話と伝え方が違うだけで、制度の概要自体は同じことを表現していますので、全然違う資料ではありません。公表向けにはそういう伝え方をしているということでございます。なので、制度自体は、なんら不都合が生じているものではありません。

また、それも含めての1,500万円程度、あるいは約1,500万円と表現させていただいているかと思っております。先ほど来から申し上げている勤務された実態に合わせて支払われる給与等でございます。ですので、その人によって額が異なってくる可能性があるということでございます。今いる常勤の先生に支払われている額もそのとおりとなっております。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

では、分かりました。1,500万円というのは上限であると。それ以下になる場合も可能性がいっぱいあるというふうに受け止めます。

それでは、最後に申し上げます。この説明を受けた時には東京慈恵会医科大学というのが入ったのですが、これを抜かしたのはなぜでしょうか。この奨学金制度をやりますよとなった時、いきなり東京慈恵会医科大学がなくなって全国発表したのはどういう理由があつたのでしょうかということをお聞きします。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

東京慈恵会医科大学の総合診療医のプログラムにつきましては、当初、お話を出した時には1年というようなお話をいただいています。制度設計するなかで、2年間の津南病院

の勤務、更に2年間勤務というような、津南病院に籍を置いていただいて研修をしていただくという制度には、まだ合意が至ってございません。十日町病院につきましては、そのプログラム変更が可能であったこと、そういった流れのなかで、今回の条例の上程でございます。今後、東京慈恵会医科大学さんと協議が進めば、その内容がこの条例案に即していれば条例改正という流れのなかでお願いする、こういうふうに思っております。もし、乗れなければ、また違った御提案をする場合もございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

それでは、原案に反対の立場で討論させていただきます。

今回のいろいろな質疑があったなかで、全く理解ができないことがたくさんございました。今、質疑のありました病院事務長が「東京慈恵会医科大学については2年間、更に2年間、まだプログラム（の合意）に至っていない。」ということをおっしゃいましたが、先ほど、私の質疑の中でも「この条例が通ると例外というのは全く認められませんよ。」という話をしたのですが、その大学が違う所になれば、これは不平等になります。そういったものがまだ整理されていないなかで、ここに提案されたということが私は疑問でなりません。もし、そこで違ったような対応が取られるということになれば、ほかの大学から必ずクレームが付きます。そういったことが本当に急でないということであればいいのですけれども、そこら辺はまだはっきりいたしません。

また、私も事務長にはたくさん質疑させていただきましたけれども、町長は、「ここ十数年、高齢者人口は変わらないから医療需要は変わらない。」と言っておりました。あと10年たてば、津南町の人口は6,000人になりますよ。もちろん若い人は津南病院に来ませんよ、正直に言って。今だって数えるくらいしかなか来てくれません。実態は、私はそういうことだと思っています。そういったなかで、研修医を2人、3人抱える。それぞれ抱える年度は違うかとは思いますが、こういった症例の少ない所で十日町病院も含めて5年間勤めて返還義務がなくなったこんな所に、こんな所と言ったらおかしいですけども、津南病院で非常に症例が少ない、そういったなかで、実際に優秀な自分の力量を試したいような人たちが残ってくれますか。それを繰り返していかなければなりません。

また、今言ったように人口が6,000人くらいになるというような予想がもうつくなかで、2年間十日町病院で終わって、3年目・4年目の後期研修医になりますか、1人医師が来れば、来ただけで年間1億円。だから、1,500万円という給料は全然高くないのだ、そのような乱暴な計算の仕方。また、今言ったように、2人、3人、そういつて予定しているのであれば、そういう人たちを入れたなかでの今の患者数やそういったもののしっかりと見通しを立てたうえで我々に示していただきたい。誠に判断に苦しむ現状であります。

特に、今回のこれで今までの関係があった大学とは、そして、全ての大学を対象とする今回のこの条例、そういったことが明確にならないうちに拙速に可決をして成立というわけにはならないと私は思いますので、この際、反対の討論をさせていただきました。ぜひ、皆様方の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

賛成の立場で述べさせていただきます。

この事業は、新潟県の支援を受け、津南病院医師不足の門戸を開く観点から、最も意義ある新制度です。厚生労働省の調査検証から、医師の44%は地方で勤務する意思があるという結果や、20代・30代では52%が地方勤務の意思があると回答しています。思い出します。過去、私が勤務していた時、内科医が1人で診察した時期がありました。当時、町民は日々、不安を抱いていました。問合せ、対応が大変でありました。今、内科3人、整形外科1人の常勤医師で、町民は身近な所で治療・入院ができ、在宅医療と連携した病院に安心していることでしょうか。しかしながら、いつまでこの状態の保障が得られますか。退職もあります。今、まさに医師不足である津南病院であることは事実です。私も職員確保に努力していきます。覚悟もいたしました。この新制度、最後の砦として、町民が安心でき、診察を受けられる医療提供の役割になるでしょう。私は、強い思いで賛成し、議会の判定によっては津南病院の行く末に危機を招くかもしれないと強く心配するものです。

各議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（恩田 稔）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

私は、今回の条例に反対します。

たくさんの質疑のなかで、疑問のあるなかで、あまりにも駆け足すぎるのではないかと思います。町長は質疑の答弁の中で「医師不足の解消は、2040年の先を見て、医療需要にしっかりと対応するため喫緊の課題であり、将来の継続性から見ても医師確保は必要。」だと言っておりますが、私はそれには同感であります。町民への説明でも、町長は「町民イコール議会」と言いましたが、この計画を記者会見する前に懇切丁寧な説明をなぜしなかったのか。議会で議論して、もっと研究して、町民的総意のなかですすめるべきではなかったのかと私は思います。医師の偏在をなくして地域医療を守るには、国や県は、私たち津南町のような自治体病院を応援する責任があります。国は今、その責任を放棄しています。医師の養成費は、国が支援すべきであると思います。町長は、「国にこの支援は要請してい

るが、国は受け入れない。」と言っていますが、やっぱり粘り強くやる必要があると思います。今、風巻議員もおっしゃったように、県議会では補助金制度を、それぞれの医師確保で本当に難儀しているところにそういう制度を作りたいとのことでしたが、やっぱり国のどこの地域にも医師を必要とする所に医師を派遣する制度を、この医師の派遣制度を一丸とって作らせるという、本当に困っているこういう自治体病院や地域の病院に、そういう所に医師を派遣できるような医師派遣制度を国の制度として作らせるように、そこに粘り強くほかの町村とも連携して働きかける、今、それが一番必要だと思います。

よって、本当に議論を尽くして、丁寧な説明をすることを求めて、今回のこの条例案には反対します。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

原案に賛成意見を述べます。

津南病院を維持していくには、常勤の医師の確保は必須であります。現在、常勤の内科医は3名おりますが、お一人はこの3月で定年を迎えます。あと、この3月で東京慈恵会医科大学から火曜日、水曜日、木曜日に来られている3名の先生も来られなくなるという話も聞いております。このままでは、外来診療中に緊急外来の患者が来ても、対応できる体制ではありません。病院を維持、そして経営改善を進めるには、今すぐにでもどうしても常勤の医師の確保は必須であります。育成支援コースでの4年勤務の後、残ってくれるかどうかは、今の時点では誰でも分かりません。今まで県に指導いただき、ようやく十日町病院のプログラムに入れていただくことになったものを、これを断り、県にそっぽを向かれれば、医師確保の手段がますますなくなってしまうことが懸念されます。

よって、今回は、財政が厳しいことは重々承知の上で、津南病院を維持していくためにも医師の確保は喫緊の課題であり、この手段としての津南町総合診療医等研修奨学金等貸与条例の制定に賛成します。賛同を求めます。

議長（恩田 稔）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。

議案第7号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立4名、非起立9名）—

賛成少数です。よって、議案第7号は否決されました。

換気のため、2時25分まで休憩いたします。

—（午後2時13分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後2時25分）—

## 日 程 第 6

### 議案第8号 津南町介護職等修学資金貸与条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

町内の介護保険サービス事業所の介護職員及び町立津南病院の看護助手の充足に資するため、介護職員又は看護助手として勤務しようとする者で介護福祉士の資格を得るために就学する者に対し、修学に必要な資金の貸与を行う事業を実施するため条例を制定するものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

この奨学金を借りられるのは、年齢について制限がありますか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

今の町の看護師の奨学金もそうですけれども、特段年齢制限は設けておりません。これから学び直して、こういう学校に入って、資格を取得して、かつ津南町内の介護事業所又は津南病院に看護助手職員として勤務しようとするということであれば、条件が合えば対

象となるということで御理解いただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第8号について採決いたします。

議案第8号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 7

### 議案第9号 津南町露天市場管理条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

津南町露天市場管理条例について、暴力団排除を規定するため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、観光地域づくり課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

1点だけ。これは反社会的勢力が露天に来てはいけないよと。これは事前に、このグループは暴力団だとか、反社会的勢力だとういのは、大体分かるものなのですか。私は、見た感じでは全然分からないのですけれど。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

県警のほうからのお話ですと、こちらにつきましては、既に県内の市町村にはおおむね回っておりまして、津南町とか残すところはほとんどいなくなっているということなのですけれども、実際に申請があったら、それをとりあえず県警のほうに照会をしてほしいということでございます。そうすると、向こうのほうで判断していただけるということになります。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第9号について採決いたします。

議案第9号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 8

議案第10号 地域経済活性化対策事業基金の処分変更について

#### 日 程 第 9

議案第11号 令和4年度津南町一般会計補正予算（第14号）

#### 日 程 第 10

議案第12号 令和4年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

#### 日 程 第 11

議案第13号 令和4年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

#### 日 程 第 12

議案第14号 令和4年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

#### 日 程 第 13

議案第15号 令和4年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議長（恩田 稔）

議案第10号から議案第15号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 10 号から議案第 15 号まで一括して主なものを御説明申し上げます。少し長くなります。

一般会計の総務課関係では、歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、基金運用収入の増、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、地域活性化対策事業基金繰入金の減、前年度繰越金の減、緊急自然災害防止対策事業債の増、過疎対策事業債、臨時財政対策債及び災害復旧事業費の減。歳出で、通信運搬費の増、旧宝山荘跡地整備工事費の減、基金積立金の増、ニュー・グリーンピア津南整備費の財源変更、ふるさと納税事務費の増、広域消防費に係る財源変更などでございます。

税務町民課関係では、歳出で過誤納補填金の増でございます。

福祉保健課関係では、歳入で、障害者自立支援給付金国庫負担金の減、18歳以下子育て世帯等臨時特別給付金事業国庫補助金の減、出産・子育て応援交付金国庫補助金の増、灯油購入費助成事業県補助金の増、後期高齢者医療広域連合特別対策補助金の増、過年度低所得子育て世帯生活支援特別給付金受給者返還金の増。歳出で、民生委員協力員関係経費の組換え、原油高騰対策事業に係る通信運搬費及び補助金の減、ひとり親世帯等支援給付金の減、意思疎通支援事業報酬の増、特別支援学校通学支援のための車両更新関係費の増、重度心身障害者見舞金及び身体障害者補装具支給費の減、低所得子育て世帯等に係る各種給付金の減、過年度事業補助金返還金の増、児童手当の減、高齢者サービス調整チーム入所判定委員会委員報酬費の増、出産・子育て応援交付金の増、コロナ対策に係る消耗品費の減、風しん追加的対策事業補助金返還費の増、後期高齢者人間ドックに係る扶助費の増などでございます。

農林振興課関係では、歳入で、農林水産業総合振興事業県補助金の減、雑水山第二発電所応援金の増。歳出で、農業振興費関係各種補助金の減、畜産振興事業に係る財源変更、土地改良施設突発事故復旧事業負担金の増、林業振興事業に係る財源変更などでございます。

観光地域づくり課関係では、歳入で、施設維持管理負担金の増。歳出で、旧外丸小学校及び観光施設修繕費の増、消費拡大キャンペーン補助金及び町内宿泊促進事業補助金の減などでございます。

建設課関係では、歳入で、災害復旧事業国庫負担金の減、道路橋梁費国庫補助金の増、県単林道事業補助金の減、克雪すまいづくり支援事業県補助金の減、農地農業用施設災害復旧費県補助金の減。歳出で、林道測量業務委託料の減、道路維持費に係る財源変更、町道改良舗装工事費の減、消雪パイプ電気料の増、除雪機借上料の増、除雪機械購入費の減、克雪すまいづくり支援事業補助金の減、下水道事業特別会計繰出金の減、農業用施設災害復旧事業及び道路橋梁災害復旧事業工事費の減などでございます。

教育委員会関係では、歳入で、児童福祉施設費負担金の減、保育対策総合支援事業費国庫補助金の増、埋蔵文化財調査事業国庫委託金の減、豊かで快適な雪国づくり推進事業県補助金の増、教育費寄附金の増、スポーツ振興くじ助成金の減。歳出で、パート保育士等報酬の減、保育園・小中学校新型コロナウイルス感染症検査委託料の減、保育園除雪機械借上料の増、保育園関係工事請負費の減、保育園児送迎バス用備品購入費の増、外国語指導

助手報酬等の減、広島原爆記念式典参加旅費補助金及び小学校児童輸送補助金の減、美雪町教員住宅修繕料の増、教育振興費に係る財源変更、小学校要保護及び準要保護児童給食費扶助費の増、中学校備品購入費の増、中学校生徒選奨費の減、遺跡発掘調査等委託料の減、保健体育総務費に係る財源変更などがございます。

後期高齢者医療特別会計では、歳入で後期高齢者医療広域連合補助金の増。歳出で通信運搬費の増でございます。

簡易水道特別会計では、歳入で、水道使用料の減、基金運用収入の増、前年度繰越金の増、簡易水道事業債の減。歳出で、基金利子積立金の増、水道ビジョン策定業務委託料の減でございます。

下水道事業特別会計では、歳入で、下水道使用料の減、下水道事業国庫補助金の増、一般会計繰入金の減、前年度繰越金の増、下水道事業債の減。歳出で財源変更でございます。

農業集落排水事業特別会計では、歳入で、農業集落排水使用料の減、農業集落排水事業県負担金の増。歳出で財源変更でございます。

細部につきましては、それぞれの担当課長が御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

総務課長（鈴木正人）、税務町民課長（小島孝之）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）、観光地域づくり課長（石沢久和）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

換気のため、4時25分まで休憩いたします。

—（午後3時56分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後4時25分）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

12番、草津進議員。

（12番）草津 進

時間が押していて、大変恐縮いたします。総務課長に1点でありますけれども、ふるさと支援まちづくり寄附金であります。企業版ということで100万円、これについては2年連続100万円頂いていると思っておりますけれども、これについて、町としては何かされたのかどうかについて、お願いいたします。

教育次長に1点であります。美雪町の教員住宅の修繕費、これについては分かりますけれども、今後の活用方法について何かございましたら、お願いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

企業版ふるさと納税につきましては、当年度の予算に充当させていただくということになっているところでございます。既に年度末が近づいているところでございますので、新規の事業も難しいところでございます。御寄附を頂いた JP インターナショナル様から、福祉関係の事業に充当いただきたいというお話をいただいているところでございます。今年度の配食サービスの事業に充当させていただきたいということで考えているところでございます。老人給食の配送事業に、要は、老人給食事業に充当させていただきたいということでございます。言葉が足りませんでした。申し訳ありません。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

美雪町の教員住宅についてのお尋ねということでございます。御案内のとおり美雪町の教員住宅については、今後の活用につきまして、先般も各課長等々に話をさせていただいて、特に、福祉保健課、教育委員会、病院事務長で、少し今、協議をしている段階だということでございます。いろいろな所で有効に活用できる方法を今後なるべく早めに決定してまいりたいということで考えて、今検討中ということでございます。

議長（恩田 稔）

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

総務課長にお願いいたします。この2年連続でもらったことに対して、町として礼状くらいだけで終わっているのか、それとも、返礼品を考えているかについて、その1点であります。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

まず、しっかり御寄附いただいたことを皆様方に広報させていただく必要があるということで、昨年に引き続き、町の広報誌にしっかり掲載をさせていただきたいと思っております。まずは、礼状をしっかりと渡しさせていただきまして、今後も引き続きお願いしたいところでございますので、その対応につきましては、今後、しっかりやらせていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

13 番、風巻光明議員。

(13 番) 風巻光明

1 点だけ、農林振興課長にお伺いします。18 ページの農業振興費の中で県単農林水産総合振興事業補助金減というものが 630 万円ほど挙がっていますが、これは例の農協の低温倉庫の補助事業ですか。その事業だけ教えてください。

議長 (恩田 稔)

農林振興課長。

農林振興課長 (太田 昌)

法人さんまでは名前は挙げられないのですが、2月のヒアリングの段階で事業申請していたものを実際にその事業を実施しなくなったということで、申請を取り下げたのがこの大きな要因でした。あと、入札をかけますと、その入札差金ということで、必ず予定額がちょっと落ちるもので、それを足し上げていくと、このような額になるということになります。

議長 (恩田 稔)

10 番、栞原洋子議員。

(10 番) 栞原洋子

建設課に 1 点だけお聞きします。19 ページの町道改良舗装工事なのですが、令和 4 年度の町道改良舗装工事というのは、進捗というか、終わったのか。まだこれからする予定、お願いしてある部分もあるのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

建設課長。

建設課長 (鴨井栄一郎)

本年度の工事についてなのですが、起債の関係もございまして、発注が遅くなっているものがございます。しかし、3月に入りましたけれど、この3月はもうちょっとで雪が大分なくなってくるので、3月に入りましたら全ての工事を出して3月中に完了すると、そういう予定でおります。

議長 (恩田 稔)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長 (恩田 稔)

議案第 10 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 10 号について採決いたします。

議案第 10 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 11 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 11 号について採決いたします。

議案第 11 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 12 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 12 号について採決いたします。

議案第 12 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 13 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 13 号について採決いたします。

議案第 13 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 14 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 14 号について採決いたします。

議案第 14 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 15 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 15 号について採決いたします。

議案第 15 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 14

議案第 16 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 15

議案第 17 号 津南町簡易水道事業運営基金の処分について

日 程 第 16

議案第 18 号 令和 5 年度津南町一般会計予算

日 程 第 17

議案第 19 号 令和 5 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 18

議案第 20 号 令和 5 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 19

議案第 21 号 令和 5 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 20

議案第 22 号 令和 5 年度津南町簡易水道特別会計予算

日 程 第 21

議案第 23 号 令和 5 年度津南町下水道事業特別会計予算

日 程 第 22

議案第 24 号 令和 5 年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

日 程 第 23

議案第 25 号 令和 5 年度津南町病院事業会計予算

議長（恩田 稔）

議案第 16 号から議案第 25 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 16 号から議案第 25 号まで一括して御説明申し上げます。

令和 5 年度の予算規模につきましては、一般会計で 73 億 2,400 万円、対前年度比 4.7% の増、特別会計及び病院事業会計では、総額で 54 億 7,985 万円、対前年度比 4.6% の増となり、一般会計・特別会計・病院事業会計を合わせた総予算額では、128 億 385 万円、対前

年度比 4.67%の増となりました。各会計の主要な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

なお、先ほど、議案第7号津南町総合診療医等研修奨学金等貸与条例が否決されたことにより、令和5年度当初予算に計上しております津南病院医師研究支援貸付金1,000万円につきましては、後日、臨時会を開かせていただき、補正予算で減額をさせていただきたいと考えております。

令和5年度の一般会計予算及び各種特別会計予算につきまして、十分なる御審議を賜り御承認くださるようお願い申し上げますとともに、計画いたしました各事業が円滑に推進できますよう、議員の皆様はじめ町民の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日から3月15日まで休会とし、7日と8日を委員会審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、明日から3月15日まで休会することに決定いたしました。

3月16日は定刻の午前10時に開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後4時38分）—